

第6章 震災関連デジタルアーカイブの権利関係の処理について

第6章は、震災関連の資料・記録を収集する際に必要な権利関係の処理について、資料・記録の権利者（著作権や肖像権など）との間で交わすべき許諾書の考え方、許諾書の記載例と、取り交わした許諾書に基づくアーカイブ利用者への利用規約の書き方の例を説明するものです。「3. 震災関連デジタルアーカイブでの事例」では、運用実証調査における事例を紹介します。

1. 震災関連デジタルアーカイブにおける権利処理について

(1) 本ガイドラインで想定する権利処理のモデル

本ガイドラインでは、権利処理に係る当事者を、コンテンツの権利者（以下、「権利者」という。）、デジタルアーカイブの構築者・運用者（以下、「アーカイブ構築者・運用者」という。）、アーカイブの利用者（以下、「エンドユーザ」という。）の三者とし、権利者とアーカイブ構築者・運用者との間では「許諾書」を用いて権利処理⁴³を行い、アーカイブ構築者・運用者とエンドユーザの間では「利用規約」を用いて権利処理を行うことを想定します。

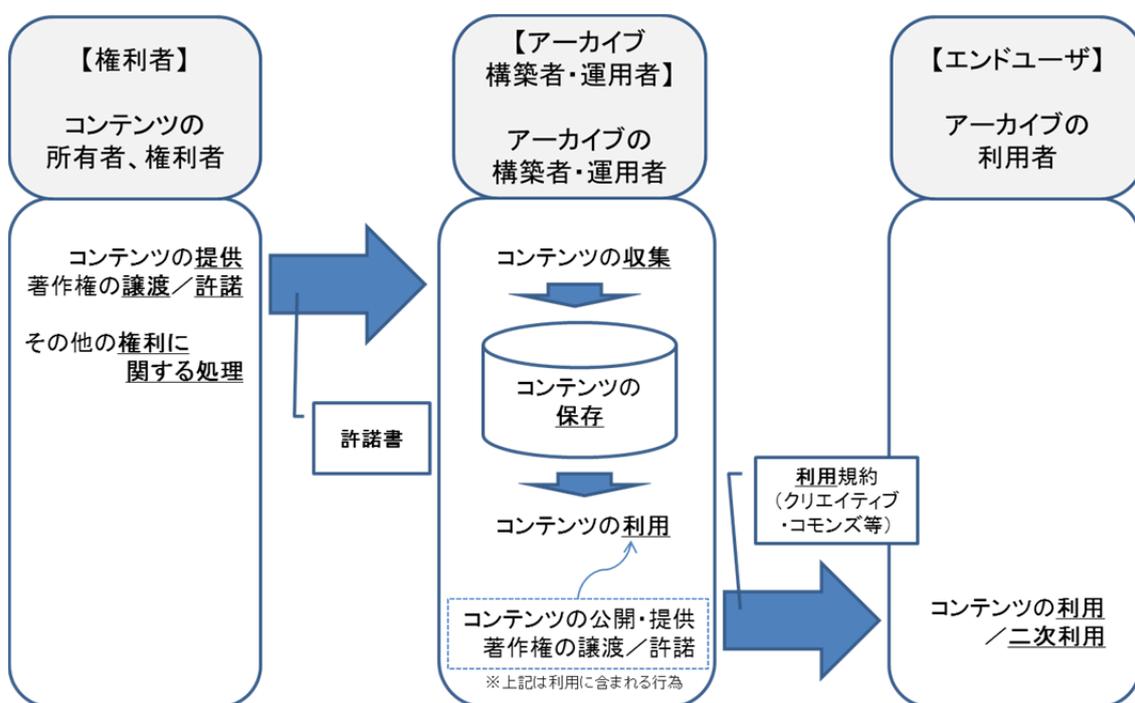


図 6-1 本ガイドラインにおける権利処理のモデル

なお、このモデルにおいて、エンドユーザがコンテンツの二次利用を希望しているが、アーカイブ構築者・運用者と権利者との利用規約で二次利用が認められていない場合は、エンドユーザが個別に、権利者と交渉する必要があります。

コンテンツの権利関係等の観点とは異なりますが、アーカイブ構築者・運用者が行政機関や自治体の場合は、コンテンツの公開に関して、情報公開法・情報公開条例との整合性にも配慮する必要があります。

⁴³ 著作権以外に権利処理が必要な場合のある権利については、「参考 8 権利関係についての考え方(詳細)」にも詳述している。

(2) 権利処理事務の流れ

震災関連デジタルアーカイブを構築・運用する際のコンテンツに係る権利処理については、下記のようなフローを想定します。

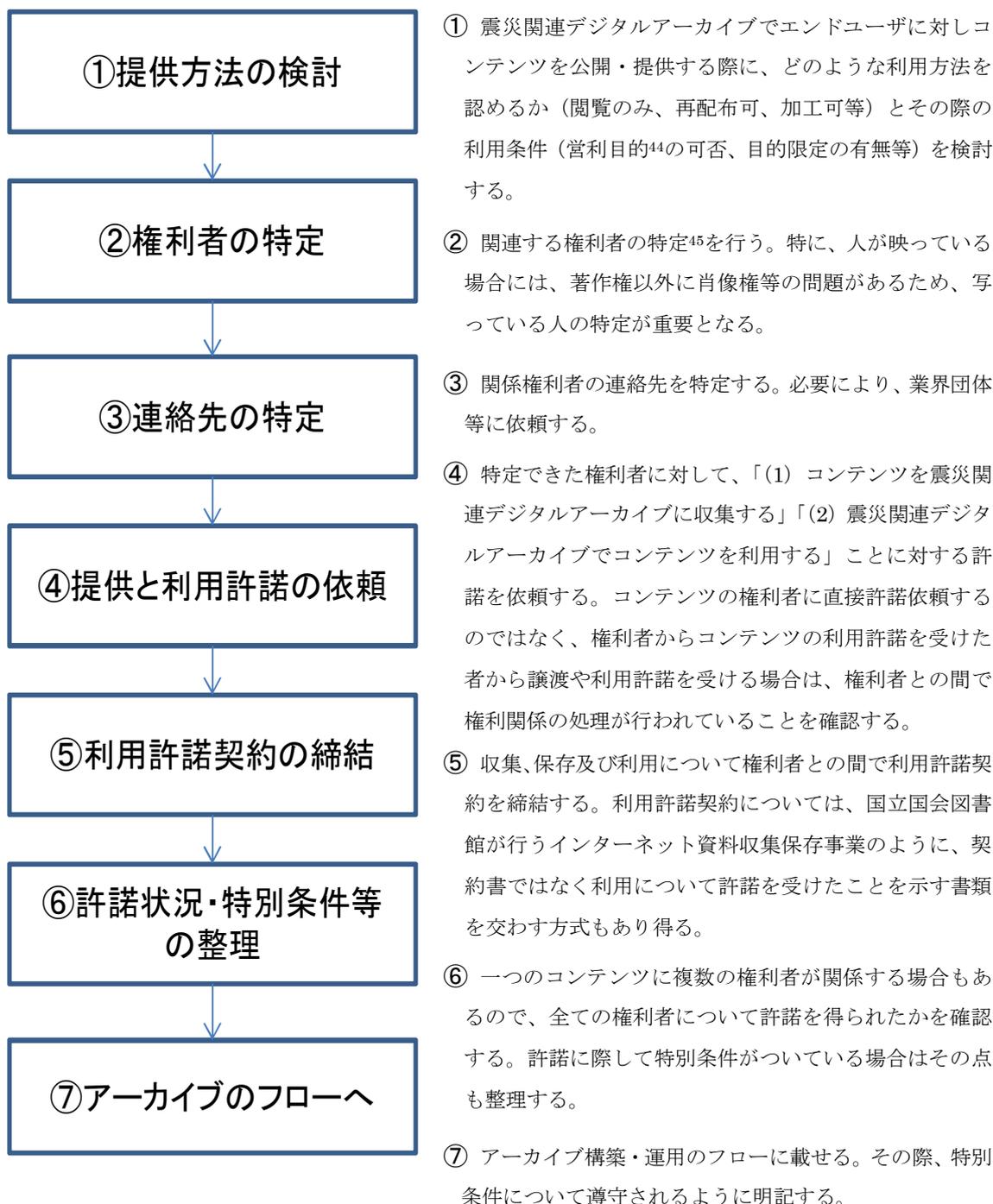


図 6-2 アーカイブによるコンテンツの受け入れ要請時のフロー

⁴⁴ 営利・非営利の解釈については、個別の検討が必要である。

⁴⁵ 著作権者が不明の場合は、文化庁長官の裁定を受けるという方法もある。

(3) 提供方法の検討

コンテンツの権利者との間で収集に関する契約を結ぶ場合は、あらかじめエンドユーザへの利用の条件を考えておきましょう。そうすれば、コンテンツ収集のための依頼状に、エンドユーザへの利用の条件を指定（選択）するための回答書を付して許諾内容の回答を求め、その許諾内容に基づき収集・保存・利用することができます。

NDL 東日本大震災アーカイブで使用している依頼文と回答書（以下、両者を合わせて「許諾書」という。）もこの形式です。こうすれば、許諾書が1本に纏められるため、契約に係る運用費用を削減することが可能になります。

(4) 権利者からの許諾

コンテンツの権利者と契約を結ぶためには、権利者の特定が必要です。例えば写真や映像の場合、著作権者である撮影者だけでなく、被写体となっている人物にも人格権があります。また震災関連デジタルアーカイブの場合は、権利者の心情的な事情にも配慮が必要でしょう。

権利者が特定できたら、全ての権利者に対し、許諾を依頼します。以下に許諾の取り方と二次利用の考え方についてのポイントを取りまとめました。

▶ 許諾の取り方：ポイント① 二次利用についても併せて許諾を取る

アーカイブ構築者・運用者がコンテンツの収集を行う際には、できるだけ将来的な利用（提供、公開）を含めて、全ての利用形態について権利を取得しておくことが良いでしょう。具体的には、下記のことについて権利者から許諾を取ります。

- A. 当機関の保有する震災に関する記録等について、
 - ・〇〇による収集・保存・利用（提供、公開）を許諾する
- B. 〇〇に提供を許諾した震災に関する記録等について、
 - ・〇〇から提供を受けた者が、独自に改変・加工・公開等の利用をすることを許諾する

このうち A は収集から提供、公開までの許諾であり、B はエンドユーザによる利用（二次的利用）に関する許諾です。

▶ 許諾の取り方：ポイント②著作権者以外にも許諾を取る必要がある

許諾をとる際には、著作権、肖像権、個人情報等に関して許諾を取る必要があります。例えば、写真や動画については、権利者として撮影した本人（著作権者）だけでなく、写っている人の肖像権をはじめとする人格権についても処理ができていることが重要です。

許諾の取り方として、下記の①又は②の方法が考えられます。

- ① アーカイブ構築者・運営者が全ての権利者から同意を得る。

アーカイブ構築者・運営者が、著作権、肖像権、個人情報等について直接許諾依頼をし、同意を得ます。

- ② 権利者から許諾を受けた第三者（震災関連デジタルアーカイブ運営者や住民等からコンテンツの寄贈を受けている自治体、企業、NPO等）と権利者の間で権利処理が行われていることを確認する。

コンテンツの権利者に直接許諾依頼するのではなく、権利者から許諾を受けた第三者から権利の譲渡又は利用許諾を受ける場合は、当該者と権利者との間で権利関係の処理が行われていることを確認します。

さきほどポイント1で示した許諾内容に、「A、B共に著作権を有する者、人格権を有する者、個人情報が記録されている者の全てから同意を得ています。」という内容を追記することになります。

確実に権利処理が済んでいることを確認するのであれば、全ての権利者から同意を得ていることを権利者名と併せて記載しましょう。

ただし、全ての権利者から同意を得ることは難しい場合も考えられます。そこで、運用モデル実証では、個人情報や肖像権が適切に処理されていないものは一般公開しないことを許諾の条件とした上で、コンテンツを収集するなどの工夫をしていました。

▶ 許諾の取り方：ポイント③問い合わせへの対応

公開したコンテンツについて照会があった場合は、直ちにコンテンツを特定し、適切な対応をとる必要があります。ケースによっては、画面から削除する場合も考えられます。

例えば、所有物が被写体になっているからと言って、所有者にその被写体の著作権があるわけではありませんが、被写体の持ち主が、その写真を公開しないでほしいと連絡してくるケースもあります。この場合、法律的に問題がなくても、心情的な理由があり、なるべく本人の意向を尊重するほうがよいという判断も考えられます。このように、震災関連デジタルアーカイブのコンテンツは、時間の経過とともに権利者の環境や心情が変化することによる非公開の要求があることも考えられます。

また逆に、当面公開できないが、歴史的価値のある資料等については、まずは、複製に関する許諾⁴⁶をとり、デジタル化して保管しておくダークアーカイブという方法も考えられます。

⁴⁶ 保存の目的で機械的にデジタル化してサーバに取り込む行為が著作物としての利用であるか否かについては議論の余地があるとの考え方もある。（「NDL 東日本大震災アーカイブ」基盤構築事業デジタルアーカイブ構築・運用に関する実証調査 報告書（H25年3月））第5章 3.法制度を踏まえたアーカイブプロセス及び後年運用体制について

➤ **許諾の取り方：ポイント④アーカイブを継続できなくなった場合のために**

もう1点、収集や利用（提供、公開）、エンドユーザーによる利用（二次利用）とは異なる視点ですが、永続的にアーカイブを続けることが可能かどうか不明な機関で利用の許諾依頼を実施する場合には、下記の条項をつけておくことが重要です。

〇〇に収集・保存・利用（提供、公開）を許諾した震災に関する記録等について、他のアーカイブに移管することについては、〇〇と締結した収集・保存・利用に対する許諾契約を移管先となるアーカイブが継承することを条件に同意する

これは、小さな機関等で震災関連デジタルアーカイブを開始したものの、予算等の制約から継続できなくなった時に、そこに蓄積されている資料の散逸を防ぐための条項です。

新たに震災関連デジタルアーカイブを引き継ぐことになった機関等が、改めて権利者に対して許諾を得なくても、震災関連デジタルアーカイブ内にあるコンテンツを継承先のアーカイブ内で引き続き利用できるようにしておくことが重要です。

➤ **二次利用の考え方：ポイント①営利・非営利に分ける**

利用方法だけでなく、利用目的を限定する場合があります。その際には、営利・非営利の定義や、復興支援・学術研究の定義を明確にするよう求められることがあります

営利・非営利については、仮に無償での提供であっても、例えば、その行為が営利企業による集客等の宣伝効果を目的としたものであれば営利と判断される場合があるなど、ケースバイケースの判断も必要になります。

➤ **二次利用の考え方：ポイント②目的を限定する場合について**

営利・非営利に関わらず、「非営利の復興支援」「学術研究目的」などのように、目的を限定して二次利用を許可するという場合もあります。復興支援・学術研究目的などについては、営利・非営利と同様にケースバイケースでの判断が求められる事項であるため、具体的な利用イメージがある場合にはそれを記載するとともに、利用についての問い合わせを受け付けるという体制を用意しておく必要があります。

➤ **二次利用の考え方：ポイント③ケースバイケースで判断することも必要**

ただし、あまり具体的に定めすぎると利用範囲が狭まってしまうという問題もあります。利用目的がアーカイブ運用の趣旨に合っている場合はその利用を優先し、非営利の解釈を幅広くすることも考えられます。

【参考事例：書面での許諾が無理な場合】

書面での利用許諾が求められない場合の例として、一般の方から写真を投稿してもらっている Yahoo! 東日本大震災写真保存プロジェクトの例を紹介します。このプロジェクトでは、写真をサイト上で登録してもらうため、投稿者に対して、ガイドラインの形で簡素な表現で許諾を求めています。

■東日本大震災 写真保存プロジェクト 投稿ガイドライン

写真の投稿は、本企画の趣旨に沿ったものに限ります。また、宣伝的な要素を含むものや公序良俗に反するものの投稿を行ってはなりません。

写真の掲載にあたっては、Yahoo!プロフィールで設定された表示名(ニックネーム)や Yahoo! JAPAN ID が投稿者名として表示されます。

投稿者は、ヤフー株式会社(以下「当社」)に対して、投稿した写真や投稿の際の記載事項を日本国内外で本企画の趣旨に従い使用する(複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、出版を含みます)権利を無償で許諾するものとします。また、投稿者は、本企画の広報の目的、または非営利の復興支援の目的もしくは学術目的の場合に限り、投稿した写真や投稿の際の記載事項が当社以外の第三者によって使用されることがあることについて同意する(この限りにおいて当社に再許諾権を許諾することを含みます)ものとします。投稿者は、上記について著作者人格権を行使しないものとします。

10メガバイト以下の JPEG 形式の写真を投稿できます。また、投稿できる写真の幅及び高さは、それぞれ 200 ピクセル以上です。なお、フォームからの投稿には Yahoo! JAPAN ID でのログインが必要です(メールでの投稿にはログインの必要はありません)。

投稿に関するその他の事項については、Yahoo! JAPAN 利用規約を適用しますのであらかじめご確認ください。

図 6-3 Yahoo! 東日本大震災 写真保存プロジェクト 投稿ガイドライン⁴⁷

この例では、アーカイブ構築者・運用者による利用のほか、エンドユーザの二次利用についての許諾も記載されていますが、利用目的を「本企画の広報の目的」「非営利の復興支援の目的」「学術目的」に限定しています。

なお、上記の説明で用いた収集、保存、利用の考え方については、図 6-1 本ガイドラインにおける権利処理のモデルをご参照ください。その際、収集、保存、利用が具体的にどのような行為を指し示すかについては、許諾書において個別に定めることとなります。

また、改変、加工についても同様に、許諾書において個別に定めることとなりますが、以下に「参考 12 許諾書例」に挙げた定義を例示します。

⁴⁷ 出所：<http://archive.shinsai.yahoo.co.jp/upload/>

※ 「改変」とは、資料を翻訳し、編曲し、又は変形し、若しくは脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作することを可能にすることを想定しています。ただし、貴機関及び資料に関連する権利者の名誉又は声望を害する方法で資料を改作、変形あるいは翻案を行うことについては含みません。

※ 「加工」とは、調査研究に必要な分析での利用や、ウェブサイトやプレゼンテーション資料、報告書での利用のためにサイズ変更、一部分の切り取り等を実施しての利用等を想定しています。

NDL 東日本大震災アーカイブで使用している許諾書は「参考 11 NDL 東日本大震災アーカイブ許諾書」⁴⁸をご覧ください。また、二次的利用についても記載した参考例としては、「参考 12 許諾書例」⁴⁹を参照してください。

(5) エンドユーザへのコンテンツの提供条件

(a) エンドユーザへのコンテンツの提供条件と規約の概要

アーカイブ構築者・運用者は、コンテンツの収集・受領にあたって、コンテンツを利用（提供、公開）する際のことを考慮した上で、権利者から許諾を得る範囲を検討しておきます。

利用規約を設定する際には、なるべく既存のライセンス規約を利用するのが望ましいです。エンドユーザにとって、他のコンテンツと組み合わせる際などに、既存のライセンス規約（自由利用マーク⁵⁰、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス⁵¹等）が使われている方が、わかりやすいためです。既存ライセンスと同等の条件での提供に必ずしも該当しない場合でも、既存のライセンス規約をベースに、「震災復興に資する営利目的の利用は例外とする」などの特別条件を付することも考えられます。

⁴⁸ただし、参考 11 に示した許諾書には、コンテンツの再配布、加工、二次的利用についての条件及びエンドユーザが、コンテンツの利用許諾（再利用許諾）を行う条件は含まれていない。

⁴⁹ただし、参考 12 に示した許諾書には、エンドユーザが、コンテンツの利用許諾（再利用許諾）を行う条件は含まれていない。

⁵⁰「著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマーク」のこと。「プリントアウト・コピー・無料配布」「障害者のための非営利目的利用」「学校教育のための非営利目的利用」のそれぞれを許諾するマークを定めている。（出所：文化庁、<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>）「参考 9 自由利用マークについて」を参照。

⁵¹『この条件を守れば私の作品を自由に使って良いですよ』という意思表示をするためのツールのこと（出所：<http://creativecommons.jp/licenses/>）をいう。クリエイティブ・コモンズの Web では、様々な利用許諾ライセンスの文面を提供している。また、国際的非営利組織が提供しており、諸外国でも利用されている。

自由利用マーク、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについて詳しくご覧になりたい方は、「参考 9 自由利用マークについて」、「参考 10 クリエイティブ・コモンズについて」をご覧ください。

次表に、震災関連デジタルアーカイブの各種コンテンツについて、エンドユーザの利用方法（閲覧・複製、再配布、加工・二次的利用）と利用条件（費用、目的等）別に、適用可能なライセンスを整理しました。同表において、例えば、あるコンテンツについて「閲覧・複製」のみを認めるなら、後述する利用規約 A を、また営利目的での再配布を認めるなら、後述する利用規約 C を、研究・復興支援目的で、かつ非営利目的という条件で加工・二次的利用を認めるなら利用規約 F を適用することとなります。

この表を利用することで、「エンドユーザが震災関連デジタルアーカイブのコンテンツを利用する際の利用方法」「利用料金」「利用目的」「加工・二次的利用して制作したコンテンツの取扱い」の 4 つの条件を決めれば、対応する利用規約を得ることができると考えます。4 つの条件が決まったら、A～L のうち、該当する利用規約の項を読んで参考にしてください。

表 6-1 エンドユーザによるアーカイブのコンテンツ利用目的と利用規約

エンドユーザのコンテンツ 利用方法	エンドユーザのコンテンツの利用目的			利用規約
	営利・ 非営利	利用目的の限定 (例：研究・復興支援、教材での 利用など)	加工・二次的利用して制作 したコンテンツの取扱い	
閲覧・複製	—	—	—	A
再配布	非営利	—	—	B
	営利可	—	—	C
加工・ 二次的利用	非営利	—	—	D
			提供元以外の機関にも利用 可能とすることを義務付ける	E
	非営利	限定あり	—	F
	営利可	—	提供元機関に無償提供	G
			提供元機関に対して 特に配慮無し	H
			提供元以外の機関にも利用 可能とすることを義務付ける	I
	営利可	限定あり	提供元機関に無償提供	J
			提供元機関に対して 特に配慮無し	K
提供元以外の機関にも利用 可能とすることを義務付ける			L	

なお、エンドユーザのうち、あるコンテンツを利用できる者を、例えば研究者、自治体職員等に制限する必要がある場合も想定されます。そうした場合に、アーカイブ側として、利用を制限するためには、各コンテンツについて権利関係を示すメタデータを記録しておき、そうしたメタデータ等をもとに、後述する「2.アクセス権限」に記したような機能を用いてエンドユーザの種類別のアクセス権限を設けるなどして権利関係に合致した利用が行われるように配慮すると良いでしょう。

(b) コンテンツの提供条件と利用規約の書き方

表 6-1 にそって、利用規約と権利関係について具体的に記載します。この際、上述したように、加工・二次的利用、営利・非営利の定義について検討しておく必要があります。また、既存ライセンスを用いる場合、そのライセンスにおける営利・非営利の範囲と、自身が定義する範囲の整合をとれているか確認する必要があります。

➤ 利用規約 A

(エンドユーザは、著作権法で定められた私的使用（閲覧、複製）以外でコンテンツを利用できない)

この条件の場合、エンドユーザはアーカイブで提供、公開されているコンテンツを基本的に著作権法で定められた利用⁵²以外を行うことができません。そのため、利用規約として以下に記載しておくことが望ましいです。

1. 利用について

あなたは、本作品について、以下の利用を行うことができます。ただしこの利用に際しては、2 項に定める制限に従うことが必要になります。

- a 本作品に含まれる著作物（以下「本著作物」という。）を複製すること（編集著作物等に組み込み複製することを含む。以下、同じ。）
- b 本作品に含まれる実演を、録音・録画すること（録音・録画物を増製することを含む。）
- c 本作品に含まれる、放送に係る音又は映像を、複製すること
- d 本作品に含まれる、有線放送に係る音又は映像を、複製すること

2. 利用の制限について

- a あなたは、本作品を私的使用（個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること）以外の目的で利用してはいけません。
- b あなたは、本作品を第三者に対して再利用許諾することはできません。

⁵²著作権法で定められた範囲内での利用とは、私的使用のことであり、その要件は「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」とされている。

➤ **利用規約 B**

(エンドユーザは、非営利目的であればコンテンツを再配布できるが、改変してはならない)

エンドユーザは「原作者のクレジット（氏名、作品タイトルと URL）を表示し、かつ非営利目的であり、そして元の作品を改変しないことを守れば、作品を自由に再配布できる」⁵³ 場合です。クリエイティブ・コモンズでは、By-nc-nd ライセンスが当てはまります。クリエイティブ・コモンズのライセンスをそのまま適用する場合は、クリエイティブ・コモンズの当該ライセンスのページにリンクを張りそのマークをコンテンツの下等に貼ります（以下クリエイティブ・コモンズの場合は全て同じ）。

➤ **利用規約 C**

(エンドユーザは、コンテンツを再配布できる（営利/非営利を問わない）が、改変してはならない)

エンドユーザは「原作者のクレジット（氏名、作品タイトルと URL）を表示し、かつ元の作品を改変しない条件で、営利目的での利用（転載、コピー、共有）が行える」⁵⁴ 場合です。クリエイティブ・コモンズでは、By-nd ライセンスが当てはまります。

➤ **利用規約 D**

(エンドユーザは、非営利目的であれば、コンテンツを加工・二次的利用することができる)

エンドユーザは「原作者のクレジット（氏名、作品タイトルと URL）を表示し、かつ非営利目的であれば、改変したり再配布したりすることができる」⁵⁵ 場合です。クリエイティブ・コモンズでは、By-nc ライセンスが当てはまります。

上述したように、加工・二次的利用の範囲について気をつける必要があります。

➤ **利用規約 E**

(エンドユーザは、非営利目的であれば、コンテンツを加工・二次的利用できるが、コンテンツの提供元以外の第三者に対しても再利用を許諾しなくてはならない)

エンドユーザは「原作者のクレジット（氏名、作品タイトルと URL）を表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせの利用規約で公開することを守れば、改変したり再配布したりすることができる」⁵⁶ 場合です。クリエ

⁵³ 出所：クリエイティブ・コモンズによる「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは (<http://creativecommons.jp/licenses/>)」

⁵⁴ 同上

⁵⁵ 同上

⁵⁶ 同上

イティブ・コモンズでは、By-nc-sa ライセンスが当てはまります。
利用規約 D と同様に、加工・二次利用の範囲について気をつける必要があります。

➤ 利用規約 F

(エンドユーザは、研究か復興支援の目的であれば、コンテンツを加工・二次利用
できる)

利用規約 F は、エンドユーザに対し、非営利目的での利用のみを許可するという点と、
研究目的の利用に限るということについて記載することになります。この利用条件、利
用目的でエンドユーザに対しコンテンツを提供、公開しているアーカイブとして前述し
た「Yahoo!東日本大震災写真保存プロジェクト」があります。Yahoo! 東日本大震災写真
保存プロジェクトでは、利用条件についてアーカイブサイト上で下記のように記載して
います。

Yahoo! JAPAN に投稿いただいた写真は、非営利の復興支援や学術研究が目的の場合、
無償でご利用いただけます。

東日本大震災写真保存プロジェクト「ご利用にあたって」⁵⁷

このようにした場合、先に述べたように非営利の定義や、復興支援・学術研究の定義
について求められることがあります。

詳細な利用許諾を検討すると、下記の記載例となります。この場合も非営利につい
ては定義がなされていますが (2-a)、復興支援・学術研究の定義は明文化されていないた
め、この点について問い合わせが来た場合に対応が必要です。

1. 利用について

あなたは、本作品について、以下の利用を行うことができます。ただしこの利用に際
しては、2 項に定める制限に従うことが必要になります。

- a 本作品に含まれる著作物 (以下「本著作物」という。) を複製すること (編集著作
物等に組み込み複製することを含む。以下、同じ。)
- b 本著作物を翻案して二次的著作物を創作し、複製すること
- c 本著作物又はその二次的著作物の複製物を頒布すること (譲渡又は貸与により公
衆に提供することを含む。以下同じ。)、上演すること、演奏すること、上映する
こと、公衆送信を行うこと (送信可能化を含む。以下、同じ。)、公に口述するこ
と、公に展示すること
- d 本作品に含まれる実演を、録音・録画すること (録音・録画物を増製することを含
む。)、録音・録画物により頒布すること、公衆送信を行うこと
- e 本作品に含まれるレコードを、複製すること、頒布すること、公衆送信を行うこ

⁵⁷ 出所:<http://archive.shinsai.yahoo.co.jp/contents/guide/index.html>

と

f 本作品に含まれる、放送に係る音又は影像を、複製すること、その放送を受信して再放送すること又は有線放送すること、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して送信可能化すること、そのテレビジョン放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達すること

g 本作品に含まれる、有線放送に係る音又は影像を、複製すること、その有線放送を受信して放送し、又は再有線放送すること、その有線放送を受信して送信可能化すること、その有線テレビジョン放送を受信して、影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達すること

2. 利用の制限について

a あなたは、本作品又はその二次的著作物を営利目的で利用してはいけません。ただし、デジタル・ファイル共有その他の手段による本作品又はその二次的著作物とその他の作品との交換は、作品の交換に関連して金銭的報酬の支払いがない限り、営利を目的とするものとはみなしません。

b あなたは、本作品又はその二次的著作物を、復興支援・学術研究が目的の場合以外に利用してはいけません。復興支援・学術研究にあたるかどうか不明な場合は、権利者に対して問い合わせを行って下さい。

c あなたは、本作品を第三者に対して再利用許諾することはできません。

➤ 利用規約 G

(エンドユーザは、コンテンツを加工・二次的利用できる(営利/非営利を問わない)が、コンテンツの提供元に対して自らが制作したコンテンツを無償で提供しなくてはならない)

この利用規約では、アーカイブが提供するコンテンツを利用して二次的著作物を制作したエンドユーザは、コンテンツの提供元機関に対して、二次的著作物について無償提供するという記事を記載することが必要です。

簡易に記載すると、下記ようになります。

本作品は、営利・非営利を問わず、自由に利用することができます。

ただし、本作品を利用して制作した作品について、本作品の提供者は、無償で利用できるものとし、制作した作品を指定の連絡先まで送付することが必要になります。

詳細な利用許諾を検討すると、下記の記載例となります。

1. 利用について

あなたは、本作品について、以下の利用を行うことができます。ただしこの利用に際しては、2項に定める制限に従うことが必要になります。

a 本作品に含まれる著作物(以下「本著作物」という。)を複製すること(編集著作

物等に組み込み複製することを含む。以下、同じ。)

- b 本著作物を翻案して二次的著作物を創作し、複製すること
 - c 本著作物又はその二次的著作物の複製物を頒布すること（譲渡又は貸与により公衆に提供することを含む。以下同じ。）、上演すること、演奏すること、上映すること、公衆送信を行うこと（送信可能化を含む。以下、同じ。）、公に口述すること、公に展示すること
 - d 本作品に含まれる実演を、録音・録画すること（録音・録画物を増製することを含む。）、録音・録画物により頒布すること、公衆送信を行うこと
 - e 本作品に含まれるレコードを、複製すること、頒布すること、公衆送信を行うこと
 - f 本作品に含まれる、放送に係る音又は影像を、複製すること、その放送を受信して再放送すること又は有線放送すること、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して送信可能化すること、そのテレビジョン放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達すること
 - g 本作品に含まれる、有線放送に係る音又は影像を、複製すること、その有線放送を受信して放送し、又は再有線放送すること、その有線放送を受信して送信可能化すること、その有線テレビジョン放送を受信して、影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達すること
2. 利用の制限について
- a あなたは、本作品を翻案して二次的著作物を創作した場合、本作品の提供者が当該二次的著作物を無償で利用することを、許諾しなくてはなりません。
 - b あなたは、本作品を翻案して二次的著作物を創作した場合、その複製物を本作品の提供者に送付しなくてはなりません。
 - c あなたは、本作品を第三者に対して再利用許諾することはできません。

➤ 利用規約 H

（エンドユーザは、コンテンツを加工・二次的利用できる（営利／非営利を問わない））

エンドユーザが「原作者のクレジット（氏名、作品タイトルと URL）を表示することを守れば、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される」⁵⁸ 場合です。クリエイティブ・コモンズでは、By ライセンスが当てはまります。

➤ 利用規約 I

（エンドユーザは、コンテンツを加工・二次的利用できる（営利／非営利を問わない）

が、コンテンツの提供元以外の第三者に対しても再利用を許諾しなくてはならない）

⁵⁸ 出所：クリエイティブ・コモンズによる「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは (<http://creativecommons.jp/licenses/>)」

エンドユーザが「原作者のクレジット（氏名、作品タイトルと URL）を表示し、改変した場合には元の作品と同じ利用規約で公開することを守れば、営利目的での二次利用も許可される」⁵⁹ 場合です。クリエイティブ・コモンズでは、By-sa ライセンスが当てはまります。

➤ 利用規約 J

（エンドユーザは、研究か復興支援の目的であれば、コンテンツを加工・二次的利用できるが、コンテンツの提供元に対して自らが制作したコンテンツを無償で提供しなくてはならない）

利用規約 J は、復興支援・研究目的での利用に限るということと、提供元機関に対しては二次的著作物について無償提供するということの 2 点について記載することが必要です。

簡易に記載すると、下記ようになります。

本作品は、復興支援や学術研究が目的の場合、自由に利用することができます。ただし、本作品を利用して制作した作品について、本作品の提供者は、無償で利用可能にするものとし、制作した作品を指定の連絡先まで送付することが必要になります。

詳細な利用許諾を検討すると、下記の記載例となります。

1. 利用について

あなたは、本作品について、以下の利用を行うことができます。ただしこの利用に際しては、2 項に定める制限に従うことが必要になります。

- a 本作品に含まれる著作物（以下「本著作物」という。）を複製すること（編集著作物等に組み込み複製することを含む。以下、同じ。）
- b 本著作物を翻案して二次的著作物を創作し、複製すること
- c 本著作物又はその二次的著作物の複製物を頒布すること（譲渡又は貸与により公衆に提供することを含む。以下同じ。）、上演すること、演奏すること、上映すること、公衆送信を行うこと（送信可能化を含む。以下、同じ。）、公に口述すること、公に展示すること
- d 本作品に含まれる実演を、録音・録画すること（録音・録画物を増製することを含む）、録音・録画物により頒布すること、公衆送信を行うこと
- e 本作品に含まれるレコードを、複製すること、頒布すること、公衆送信を行うこと
- f 本作品に含まれる、放送に係る音又は映像を、複製すること、その放送を受信し

⁵⁹ 出所：クリエイティブ・コモンズによる「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは (<http://creativecommons.jp/licenses/>)」

- て再放送すること又は有線放送すること、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して送信可能化すること、そのテレビジョン放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、映像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達すること
- g 本作品に含まれる、有線放送に係る音又は映像を、複製すること、その有線放送を受信して放送し、又は再有線放送すること、その有線放送を受信して送信可能化すること、その有線テレビジョン放送を受信して、映像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達すること
2. 利用の制限について
- a あなたは、本作品を翻案して二次的著作物を創作した場合、本作品の提供者が当該二次的著作物を無償で利用することを、許諾しなくてはなりません。
- b あなたは、本作品を翻案して二次的著作物を創作した場合、その複製物を本作品の提供者に送付しなくてはなりません。
- c あなたは、本作品又はその二次的著作物を、復興支援・学術研究が目的の場合以外に利用してはいけません。復興支援・学術研究にあたるかどうか不明な場合は、権利者に対して問い合わせを行って下さい。
- d あなたは、本作品を第三者に対して再利用許諾することはできません。

➤ 利用規約 K

(エンドユーザは、研究か復興支援の目的であれば、コンテンツを加工・二次的利用できる)

利用規約 K は、復興支援・研究目的での利用に限るということを記載することが必要になります。

簡易に記載すると、下記のようになります。

本作品は、復興支援や学術研究が目的の場合、自由に利用することができます。

詳細な利用許諾を検討すると、下記の記載例となります。

1. 利用について
- あなたは、本作品について、以下の利用を行うことができます。ただしこの利用に際しては、2項に定める制限に従うことが必要になります。
- a 本作品に含まれる著作物（以下「本著作物」という。）を複製すること（編集著作物等に組み込み複製することを含む。以下、同じ。）
- b 本著作物を翻案して二次的著作物を創作し、複製すること
- c 本著作物又はその二次的著作物の複製物を頒布すること（譲渡又は貸与により公衆に提供することを含む。以下同じ。）、上演すること、演奏すること、上映すること、公衆送信を行うこと（送信可能化を含む。以下、同じ。）、公に口述するこ

- と、公に展示すること
- d 本作品に含まれる実演を、録音・録画すること（録音・録画物を増製することを含む）、録音・録画物により頒布すること、公衆送信を行うこと
 - e 本作品に含まれるレコードを、複製すること、頒布すること、公衆送信を行うこと
 - f 本作品に含まれる、放送に係る音又は影像を、複製すること、その放送を受信して再放送すること又は有線放送すること、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して送信可能化すること、そのテレビジョン放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達すること、
 - g 本作品に含まれる、有線放送に係る音又は影像を、複製すること、その有線放送を受信して放送し、又は再有線放送すること、その有線放送を受信して送信可能化すること、その有線テレビジョン放送を受信して、影像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達すること
2. 利用の制限について
- a あなたは、本作品又はその二次的著作物を、復興支援・学術研究が目的の場合以外に利用してはいけません。復興支援・学術研究にあたるかどうか不明な場合は、権利者に対して問い合わせを行って下さい。
 - b あなたは、本作品を第三者に対して再利用許諾することはできません。

➤ 利用規約 L

（エンドユーザは、研究か復興支援の目的であれば、コンテンツを加工・二次的利用できるが、コンテンツの提供元以外の第三者に対しても再利用を許諾しなくてはならない）

利用規約 L は、研究目的の利用に限るということと、提供元機関に対しては二次的著作物について無償提供するということの 2 点について記載することが必要です。

簡易に記載すると、下記ようになります。

本作品は、復興支援や学術研究が目的の場合、自由に利用することができます。ただし、本作品を利用して制作した作品について、本作品の提供者は、無償で利用できるものとし、制作した作品を指定の連絡先まで送付することが必要になります。

詳細な利用許諾を検討すると、下記の記載例となります。

1. 利用について

あなたは、本作品について、以下の利用を行うことができます。ただしこの利用に際しては、2 項に定める制限に従うことが必要になります。

- a 本作品に含まれる著作物（以下「本著作物」という。）を複製すること（編集著作

物等に組み込み複製することを含む。以下、同じ。)

- b 本著作物を翻案して二次的著作物を創作し、複製すること
 - c 本著作物又はその二次的著作物の複製物を頒布すること（譲渡又は貸与により公衆に提供することを含む。以下同じ。）、上演すること、演奏すること、上映すること、公衆送信を行うこと（送信可能化を含む。以下、同じ。）、公に口述すること、公に展示すること
 - d 本作品に含まれる実演を、録音・録画すること（録音・録画物を増製することを含む）、録音・録画物により頒布すること、公衆送信を行うこと
 - e 本作品に含まれるレコードを、複製すること、頒布すること、公衆送信を行うこと
 - f 本作品に含まれる、放送に係る音又は映像を、複製すること、その放送を受信して再放送すること又は有線放送すること、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して送信可能化すること、そのテレビジョン放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、映像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達すること
 - g 本作品に含まれる、有線放送に係る音又は映像を、複製すること、その有線放送を受信して放送し、又は再有線放送すること、その有線放送を受信して送信可能化すること、その有線テレビジョン放送を受信して、映像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達すること
2. 利用の制限について
- a あなたは、本作品又はその二次的著作物を、復興支援・学術研究が目的の場合以外に利用してはいけません。復興支援・学術研究にあたるかどうか不明な場合は、権利者に対して問い合わせを行って下さい。
 - b あなたは、本作品を翻案して二次的著作物を創作した場合、本作品の提供者が当該二次的著作物を無償で利用することを、許諾しなくてはなりません。
 - c あなたは、本作品を翻案して二次的著作物を創作した場合、その複製物を本作品の提供者に送付しなくてはなりません。
 - d あなたは、本作品を第三者に対して再利用許諾することはできません。

2. 利用制限について

(1) アクセス権限

(a) サイトの利用者や利用者ごとに利用できるコンテンツを限定する場合

利用許諾の条件によっては、アクセスできる利用者（例えば研究者のみへの限定）やアクセスできる場所（特定のコンテンツを提供、公開するページ等）を特定（制限）する必要が生じる場合があります。そうした場合には、アクセスできる利用者を正しく識別し認証することが不可欠となります。

以下では、こうした利用者認証やアクセスできる場所の制限を実現するための方法について、例をあげて検討します。

➤ **サイトでの利用者の認証方法**

アクセスできる利用者かどうかを認証する方法として現在現実的に考えられるのは、ID とパスワードを用いた認証 (以下 ID/PW と表記) と IC カード (PKI) を用いた認証、生体認証の 3 種類の認証方法です。またアクセスできる利用者がプライバシーに関わるようなコンテンツへアクセスする方法には、インターネット経由と国公立図書館などの特定施設内の LAN 及び端末経由の 2 つの方法があります。

アクセス方法を、事前申請からアクセス権付与までとアクセス権を使ったサイト利用の 2 つのフェーズに分けて考慮します。それぞれのフェーズにおける認証方法のモデル例、要件を次に示します。

次表以降では、サイトへのアクセスを申請する者を申請者、申請者の審査、登録等の処理を行う者を管理者、申請が受理されサイトへのアクセスが可能になった者を利用者とします。

表 6-2 事前申請からアクセス権付与までのフロー

事前申請	認証方法	インターネット経由	特定施設内窓口
		<p>オンラインで ID・パスワードを登録する方法 【登録モデル例】</p> <p>a 申請者は暗号化されたウェブページにアクセスし必要事項とパスワードを入力する。</p> <p>b 申請者は所属機関の身分証明書を電子的にあるいは郵送で管理者に送付する。</p> <p>c 管理者は身分証明書を参照し、入力内容に偽りがなければ確認する。</p> <p>d 管理者は確認終了後申請者にアクセス権を発行し、申請者に発行した旨連絡し ID を伝える。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID/PW、個人情報を記録する堅牢なオンラインシステム ・登録時の不具合の問い合わせ先 ・個人情報の確認、アクセス権の発行を行う管理者 	<p>窓口で ID・パスワードを登録する方法 【登録モデル例】</p> <p>a 申請者は窓口へ赴き必要事項とパスワードを申請ページに入力する。</p> <p>b 申請者は管理者に所属機関の身分証明書を提示する。</p> <p>c 管理者は申請者の身分証明書を参照し、入力内容に偽りがなければ確認する。</p> <p>d 管理者は確認終了後申請者にアクセス権を発行し、申請者に発行した旨伝える。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID/PW、個人情報を記録する堅牢なシステム ・個人情報の確認、アクセス権の発行を行う管理者
IC		オンラインで申請し IC カードを発行する方法	窓口で申請し IC カードを発行する方法

カード (PKI)	<p>【登録モデル例】</p> <p>a 申請者は暗号化されたウェブページにアクセスし必要事項を入力する。</p> <p>b 申請者は所属機関の身分証明書を電子的にあるいは郵送で登録者に送付する。</p> <p>c 管理者は身分証明書を参照し、入力内容に偽りがないか確認する。</p> <p>d 管理者は確認終了後申請者にアクセス権を発行し、IC カードを本人限定受取で送付する。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を記録する堅牢なオンラインシステム ・個人情報の確認、アクセス権の発行を行う管理者 ・登録時の不具合の問い合わせ先 ・IC カードを用いた認証を行う設備 	<p>【登録モデル例】</p> <p>a 申請者は窓口へ赴き必要事項を申請ページに入力する。</p> <p>b 申請者は管理者に所属機関の身分証明書を提示する。</p> <p>c 管理者は申請者の身分証明書を参照し、入力内容に偽りがないか確認する。</p> <p>d 管理者は確認終了後申請者にアクセス権を発行し、IC カードを付与する。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を記録する堅牢なシステム ・個人情報の確認、IC カードの発行を行う管理者 ・IC カードを用いた認証を行う設備
生体 認証		<p>窓口で申請し生体情報を登録する方法</p> <p>【登録モデル例】</p> <p>a 申請者は窓口へ赴き必要事項を申請ページに入力する。</p> <p>b 申請者は管理者に所属機関の身分証明書を提示する。</p> <p>c 管理者は申請者の身分証明書を参照し、入力内容に偽りがないか確認する。</p> <p>d 管理者は登録者の指紋などの生体情報を登録し、アクセス権を発行する。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を記録する堅牢なシステム ・個人情報の確認、生体情報の登録を行う管理者 ・生体認証を行う設備

表 6-3 アクセス権を使ったサイト利用のフロー

認証を受けてのデータ提供モデル			
データ 利用	認証 方法	インターネット経由	特定施設内
		ID/PW	<p>インターネット経由で ID/PW を用いた認証を行い、データを利用する方法</p> <p>【利用モデル例】</p> <p>a 利用者は暗号化されたウェブページにアクセスし ID とパスワードを入力し、ログインする。</p> <p>b 必要なデータを閲覧する。</p> <p>c ログアウトする。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID/PW を管理する堅牢なシステム

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ID や PW を忘れた際の確認システム ・ 利用時の不具合に対する問い合わせ先 ・ 不正アクセスを防ぐためのログアウト時間の設定など ・ 保存や印刷を不可能にするシステム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ID や PW を忘れた際の確認システム ・ 不正アクセスを防ぐためのログアウト時間の設定など ・ 他の利用者から見えなくするための物理的な壁など
IC カード (PKI)		<p>特定施設内一般スペースの端末経由で IC カードを用いた認証を行い、データを利用する方法</p> <p>【利用モデル例】</p> <p>a 利用者は IC カードリーダーに IC カードをかざしてログインする。</p> <p>b 必要なデータを閲覧する。</p> <p>c ログアウトする。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IC カード、カードリーダーやホストなどの認証システム ・ 利用者が IC カードを忘れた場合、なくした場合の対策 ・ 不正アクセスを防ぐためのログアウト時間の設定など ・ 他の利用者から見えなくするための物理的な壁など
生体認証		<p>特定施設内一般スペースの端末経由で生体認証を行い、データを利用する方法</p> <p>【利用モデル例】</p> <p>a 利用者はリーダーに生体情報（指紋など）を認識させてログインする。</p> <p>b 必要なデータを閲覧する。</p> <p>c ログアウトする。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生体認証システム ・ 不正アクセスを防ぐためのログアウト時間の設定など ・ 他の利用者から見えなくするための物理的な壁など

3. 震災関連デジタルアーカイブでの事例

運用実証調査では、法制度・ルール観点から権利関係の事務処理を実施しました。

本項の(1)では、運用実証調査で整理を行った権利関係処理の体系を説明し、以降では、各地域での実証調査の事例を説明します。

(1) 運用実証調査における権利関係処理の体系

運用実証調査では、法制度・ルール観点からの震災関連デジタルアーカイブプロセスの対応関係を以下の図のように体系化し、整理しました。

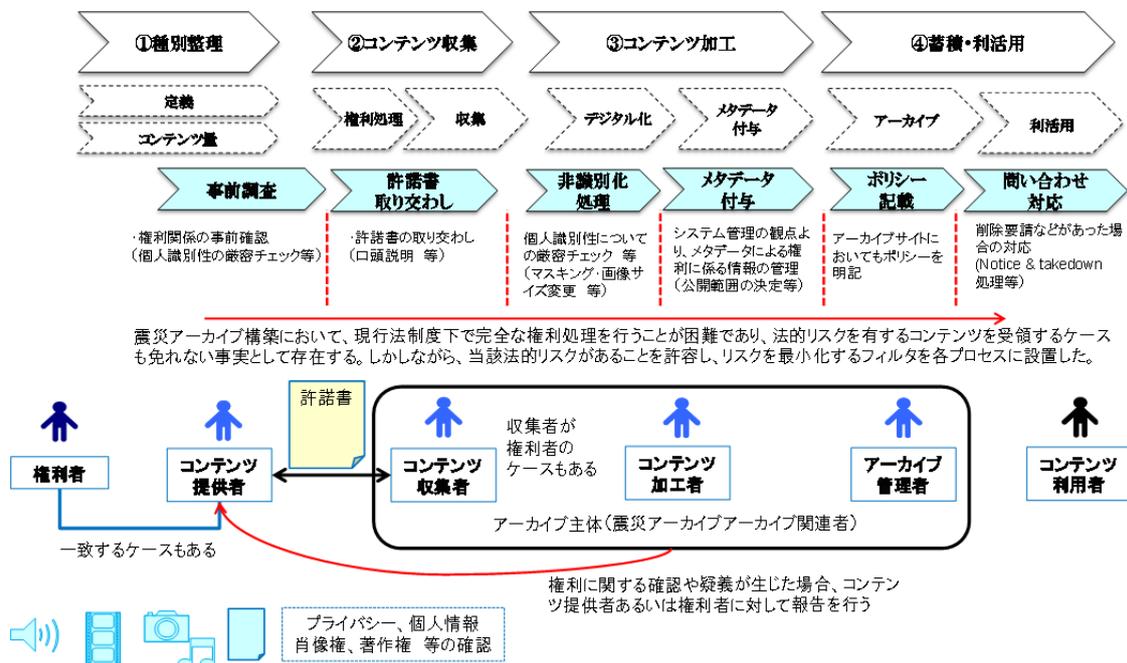


図 6-3 運用実証調査における権利関係処理の体系

各地域の実証調査における「事前調査」、「許諾書取り交わし」、「非識別化処理」、「メタデータ付与」、「ポリシー記載」、「問い合わせ対応」のプロセス毎にどのような課題があり、どのように工夫を凝らして作業を進めたのかを以下に記載します。

(a) 事前調査における権利処理

震災関連コンテンツは、テキスト、画像、音声、映像、さらにそれぞれのカテゴリの記述内容などを分析すると、非常に多様であり、権利構成も複雑です。

そのため、事前にコンテンツ収集者がコンテンツ提供者に対して、そのような権利を保有しているのか、ヒアリング等を通じ、調査を行う必要があります。

(b) 許諾書取り交わしにおける権利処理

震災関連デジタルアーカイブにおける運用実証調査では、コンテンツ収集の際、権利者から利用許諾書を取得し、権利処理を整理した上でコンテンツを受領することとしました。

ただし、完全に権利管理を整理し、それを詳細に確認することが可能な許諾書を用いたわけではなく、法的リスクも許容した許諾書を利用した点に留意が必要となります。これらのリスクは、各地域において、利用目的、利用期間、肖像権、著作権、公開範囲指定等をどこまで詳細に記述し、コンテンツ提供者、コンテンツ収集者のどちらに法的リスクを集約するかを判断することとしました。

(c) 非識別化処理

たとえ利用許諾書を取得しても、内容によっては、プライバシーや個人の識別情報が存在する場合があります。そのようなコンテンツについて、マスキング処理、画像サイズの圧縮等、個人の識別性がない状態に加工を行うこととしました。

(d) メタデータ付与

震災関連デジタルアーカイブの運用の観点からメタデータにも権利項目を定義し、閲覧権限を制御する等、体系的にコンテンツを管理することとしました。

(e) ポリシー記載

震災関連デジタルアーカイブでのコンテンツ公開にあたっては、コンテンツの利用に関する利用規約などの運用ポリシーについて、二次利用の制限等を明示する方針としました。

(f) 問合せ対応

利用者や権利者等から権利関係の問合せがあった場合の対応についても体制を構築し、Notice & takedown の対応が必要であり、運用時の体制を検討する際、考慮しました。

ここで整理した体系を踏まえ、各実証調査では、以下のように権利関係処理を実施しました。

➤ 提供方法の検討

収集したコンテンツの内容から想定される利用目的、利用者について検討を行いました。

➤ 権利者からの許諾

コンテンツ権利者からの利用許諾取得の際、許諾書の記載事項の検討、許諾書の取得方法等について検討を行い、その際、具体的に問題となった事例について紹介します。

➤ エンドユーザへのコンテンツの提供条件

収集したコンテンツを公開する際、利用者に対し、利用規約を検討しました。この時、実際に公開している利用規約について紹介します。

(2) 青森県における実証調査

(a) 提供方法の検討

青森プロジェクトでは、青森県は被災県であると同時に支援県でもあるため、資料提供元の所在地により、被災関連資料と支援関連資料の両方が収集できることを期待し、コンテンツの収集を行いました。また、他の被災県より一足早く復興が進んでいることから、震災直後から復旧段階、復興段階の資料を網羅的に収集できることが期待されるため、以下の観点でコンテンツ収集を行うこととしました。

- ・ 同一箇所、同一テーマに関して、震災前～復興までを時系列で比較検討
- ・ 防災対策の震災前の想定と、実際の被害を比較検討
- ・ 復興計画のモデルとしての情報を収集

を実現できることを想定しつつ、コンテンツ整理にあたりました。

上記のような方針で収集されたコンテンツであることから、例えば以下のような利用者が想定できます。

表 6-4 想定される利用目的と利用者

想定される利用目的	想定される利用者
災害対策立案時の参照資料等	自治体等行政職員
郷土学習	住民
災害対策、建築等に関する学術研究資料	学術機関
災害啓発、災害の伝承、郷土学習	教育機関

(b) 権利者からの許諾

① 権利者からの利用許諾取得手順

権利者からの利用許諾につき以下のような作業手順で取得しました。

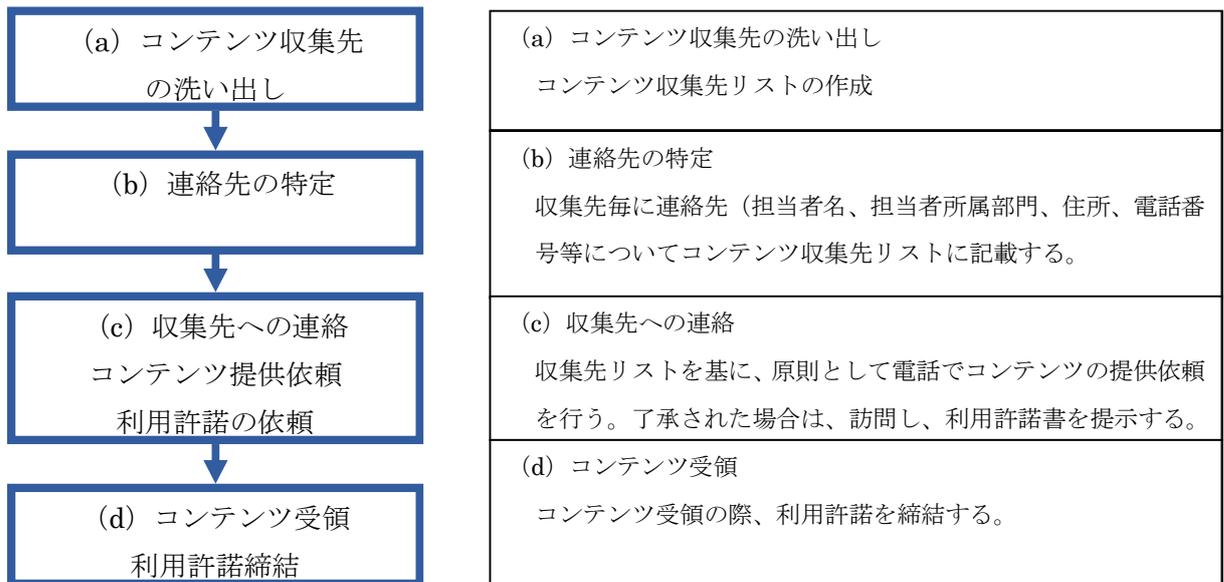


図 6-4 許諾取得の流れ

収集したコンテンツは、収集先によって内容が異なりましたが、権利処理の手順としては原則として同一の手順を採用しました。

民間から収集したコンテンツは画像が中心となっています。事業者においては業務上作成及び収集した（画像等の）資料の提供を申し入れ、承諾を得る形を取りました。個人提供者においては、個人的に撮影した画像を提供いただきました。

行政から収集したコンテンツは決裁文書を中心に、被災状況の画像、報告書、会議資料、防災マニュアルや復興計画等、多岐にわたる資料を提供いただきました。

利用許諾締結のタイミングとしては、コンテンツの収集時としました。

② 利用許諾書様式

利用許諾書については、法律の専門家による検討結果を受け、当初案から見直しを実施しました。

受領したコンテンツについて、許諾内容を明示する必要があるとの見解を受け、「貸与」「複製」「改編」「保管」「公開」のそれぞれに関するものであることを明示した上で、許諾を取得することとしました。さらに、許諾期間については、許諾内容毎に設定が可能、かつ必要であることから、「保存」と「公開」のそれぞれに設定できるような様式としました。

青森プロジェクトにおける利用許諾書は、以下のとおりとなります。

管理番号：
平成 年 月 日

社名 御中（個人名 様）

あおもりデジタルアーカイブ・コンソーシアム
（会員）インフォコム株式会社

使用許諾同意依頼書 兼 借用依頼書

あおもりデジタルアーカイブ・コンソーシアムは、『平成 24 年度 総務省「東日本大震災アーカイブ」基盤構築事業 デジタルアーカイブ構築・運用に関する実証調査』を実施するにあたり、東日本大震災の記録と伝承のための資料の収集を、インフォコム株式会社を通じて行います。

つきましては、あおもりデジタルアーカイブ・コンソーシアム及びインフォコム株式会社に対し、下記の許諾を頂けますようお願いいたします。

記

1. 使用目的
被災地域等において東日本大震災に関するデジタルアーカイブを構築・運用する際の課題を抽出・検討し、それらを「東日本大震災アーカイブ」構築に反映させることを目的として、震災関連資料を収集・保存・公開する体制整備についての実証調査を行います。その目的達成のために、「東日本大震災アーカイブ」のコンテンツの 1 つとして、ご提供頂いた震災関連資料をデジタルデータ化し、保存・公開いたします。

2. 対象物の貸与
別表に定める貸与物を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間、インフォコム株式会社に貸与ください。貸与された対象物は、下記 3. のデジタルデータ化を実施のうえ貸与期間の満了までに現状有姿にてご返却いたします。

3. 著作権及び肖像権の使用許諾
①著作物である対象物及び対象物に含まれる肖像のデジタルデータ（複製物）を作成します。
②上記①で作成されたデジタルデータを改変することがあります。また、肖像については、個人を特定できない状態に改変します。
③上記①及び②のデジタルデータを保存します。保存の許諾期間については以下のいずれかとします。（○印及び期限をご記入ください）
A. 無期限 B. 有期限（平成 年 月 日まで）
④別表にて公開について「可」を選択いただいた対象物について、使用目的に即した範囲内で、国立国会図書館に当該対象物のメタ情報（データを効率的に管理したり検索したりするための情報）を提供します。併せてインターネット上で第三者が検索をし、当該対象物にかかる上記②で作成されたデジタルデータを閲覧できるようにします。
公開の許諾期間については以下のいずれかとします。（○印及び期限をご記入ください）
A. 無期限 B. 有期限（平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）
なお、上記記載の内容を超えて利用する場合は事前に連絡の上、改めて使用許諾の同意を依頼いたします。

4. 対価
上記対象物の貸与並びに著作権及び肖像権の使用許諾は無償とします。

5. その他
公開したデジタルデータについて、第三者から権利侵害等の申し立てがなされた場合、当該デジタルデータの保存・公開を取りやめることがあります。

以上

あおもりデジタルアーカイブ・コンソーシアム 行
（会員）インフォコム株式会社 行

使用許諾同意書 兼 借用許可書

貴社からの申請に基づき、上記内容での対象物の借用を許可するとともに、上記記載範囲での著作権及び肖像権の使用許諾に同意いたします。

平成 年 月 日

（住所連絡先）
（貴機関名）
（部署名）
（役職名・承諾者名）

印

図 6-5 利用許諾 1（青森）

③ 利用許諾の事例

利用許諾取得の際、権利者から許諾が取得できなかった、あるいは、条件付きで取得した等の事例について紹介します。

事例 1：非公開を前提とした利用許諾の認定（八戸市役所の事例）

八戸市庁所蔵の画像データについては、写真に写り込んでいる人全ての許諾を取るまで公開しない方針でした。
--

コンテンツの提供については問題無いことから、実証調査中は、非公開での利用許諾締結とし、後日、公開可能とするため許諾の再締結をすることとしました。
--

事例 2：企業イメージへの影響について

コンテンツの内容によっては、企業イメージに関わる部分があり、その影響が読めないため、提供できないと言われた。
--

(c) エンドユーザへのコンテンツ提供条件

① 利用規約

一般利用者がコンテンツを閲覧する際の利用規約については、以下のようにホームページ上で公開しています。

「あおりデジタルアーカイブシステム」利用規約

1. この規約は、あおりデジタルアーカイブ・コンソーシアム（ADAC）が運営する「あおりデジタルアーカイブシステム」を利用する際に同意していただく事項を定めたものです。
2. 本利用規約を同意した場合は、「あおりデジタルアーカイブシステム」においてデータの検索・閲覧ができます。
3. 公序良俗に反したり、第三者の利益を侵害する等の不当な目的でなければ、「あおりデジタルアーカイブシステム」は、自由に利用することができます。なお、商用・営業目的で利用する場合は、あおりデジタルアーカイブ・コンソーシアム（ADAC）へ事前にお問い合わせください。
4. 「あおりデジタルアーカイブシステム」を利用することにより生じた損害（第三者の損害を含む。）については、事由の如何を問わず、利用者がすべての責任を負うものとし、あおりデジタルアーカイブ・コンソーシアム（ADAC）は一切の責任を負いません。
5. 「あおりデジタルアーカイブシステム」のサイト URL 及び検索結果 URL の配布は自由ですが、サイトから複製したコンテンツの配布については、学術研究・公共目的利用の場合を除いては許可しません。学術研究・公共目的利用の場合は、出典を明記してください。
6. 「あおりデジタルアーカイブシステム」は、予告なしに内容を変更、削除したり、メンテナンス等のため、運用を停止、休止又は中止したりする場合があります。
7. この規約は、予告なしに内容を変更する場合があります。

以上

図 6-7 利用規約（青森）

② 利用者認証と利用範囲

青森プロジェクトでは、利用者は、以下の 2 区分に分類されます。

- ・ 一般利用者
- ・ 管理者

利用者区分毎のアクセス権限は、以下のように定め、システム的にコンテンツの閲覧範囲を制限しています。

表 6-5 アクセス権限

利用者の区分	認証	アクセス権限
一般利用者	なし	「コンテンツへのアクセス対象制限」が「権限なし」のメタデータ、及び、コンテンツを閲覧可能とする。
管理者	ID/パスワード	全てのメタデータ、及び、コンテンツについて閲覧、削除、修正が可能。

(3) 岩手県における実証調査

(a) 提供方法の検討

岩手プロジェクトでは、被災地域の中でも特に地震・津波によって市街地全域及び行政機関が甚大な被害をこうむった陸前高田市、大槌町を中心に、震災関連のコンテンツを収集することとしました。震災によって資料の流出が想定される一方で、震災後の資料、記事や写真等、膨大な量のコンテンツを所有していることが予想されましたが、多くの資料は整理がなされておらず、震災関連資料の所在とその種類などの調査が必要となりました。

また、壊滅的な被害にあった歴史ある町並みや、人々の離散によって失われつつある固有の伝統や文化、知恵等、文化的価値の復興にも焦点をあてて、収集にあたることとしました。

上記のような方針で収集されたコンテンツであることから、例えば以下のような利用者が想定されます。

表 6-6 想定される利用目的と利用者

想定される利用目的	想定される利用者
防災計画、防災検証、災害対策マニュアル改訂時に行行政の防災関連資料の閲覧等の目的で利用する。	自治体の防災担当者
災害時マニュアル策定時に災害時の救援・救護活動の閲覧を目的に利用する。	病院関係者、研究者
商業再生の目的で、融資等の申請資料の参考資料として利用する。	中小企業、商工会議所
郷土学習のための教育用資料作成、編集の目的で利用する。又は、防災教育のための教育用資料作成、編集	教育関係者

想定される利用目的	想定される利用者
の目的で利用する。	
震災ツアーの説明用に位置情報を含むコンテンツ収集庫として利用する。	地元 NPO 法人

(b) 権利者からの許諾

① 権利者からの利用許諾取得手順

コンテンツ収集先との調整を円滑に実施するため、プロジェクト担当者が共通の手順、共通の資料を共有し、利用許諾の取得、コンテンツの受領を行うこととしました。以下にその詳細を示します。

a. コンテンツ収集計画の策定

100 コンテンツ以上の大規模コンテンツ保有者と、それ未満の提供先に区分して収集計画を策定しました。

大規模コンテンツ保有者は、まとまったコンテンツをデジタル化された状態で保有していること、コンテンツの整理状況、メタデータ情報の収集の容易さが保証されており、実証調査終了後の運用の有力な協力者となり得るかという視点で選定しました。

小規模コンテンツ保有者については、コンテンツの形態、種類、提供先の網羅性の観点から、実証調査サンプルとしてのバリエーションを重視して選定しました。

b. コンテンツ収集先への事業内容説明

権利者には、あらかじめ事業内容、コンテンツ受領後の取扱などの説明を実施しました。(参考資料 権利者向けコンテンツ受領手順説明資料)

c. コンテンツ収集先への協力依頼内容の説明

事業内容の説明後、協力依頼を行いました。

d. コンテンツ収集先へのコンテンツ状況ヒアリング

協力が得られた場合は、コンテンツの保有量、保管の状態などを確認し、コンテンツ公開に関する意思を確認しました。



② 利用許諾書様式

a. 利用許諾書の種類

岩手プロジェクトでは、2種類の利用許諾書 ①「一般公開」 ②「限定公開」「非公開」を用意して、許諾をとることとしました。「限定公開」は、ユーザ ID を持った人しかアクセスできず、岩手震災関連アーカイブ実証調査協議会（岩手県庁、陸前高田市役所、大槌町役場、岩手大学、岩手県立図書館）内での公開としました。今後、地域の中間組織による管理が求められますが、個人情報取り扱い等の条件の整理が必要となります。

b. 許諾の有効期間について

許諾期間は、本実証事業期間（～2013年3月29日）とし、その期間が過ぎれば、後年の運用者名を伝えて、引き継ぐこととしました。

c. 利用方法に関する許諾について

震災関連デジタルアーカイブで作成するサイトを通じ、公開・閲覧されること及び、投稿・提供した写真・動画・テキストが使用されることについても同意いただきました。使用には閲覧、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、出版を含むこととしました。

d. 保有者、提供者が著作権者であることの担保

提供されたコンテンツの著作権の処理に関しては、保有者、提供者の責任において著作者の同意を得た上で提供いただきました。

e. 窓口の設置

岩手震災アーカイブ実証調査協議会の窓口の設置を行い、問題通知があった場合は、上記期間内で対応することを明記しました。

岩手プロジェクトの利用許諾書は、以下のとおりとなります。

使用許諾同意書（【1】一般公開）

私は総務省が行う「東日本大震災アーカイブ」基盤構築事業デジタルアーカイブ構築・運用に関する実証調査における東日本大震災等に関する体験、記憶、教訓等を記録する目的に賛同し、「岩手アーカイブプロジェクト」（以下「本企画」といいます）で下記に記載の＜写真・動画・テキスト＞（以下「記録物」といいます）を岩手震災関連アーカイブ実証実験協議会の責任者である凸版印刷株式会社に提供します。提供に際し、私は、協議会の責任者である凸版印刷株式会社が記録物を保管すること、および下記に記載する事項を了解の上で、震災アーカイブで作成するサイトを通じ記録物が公開され閲覧されることを認めます。

なお、私は、本企画の広報の目的、または非営利の復興支援目的、もしくは学術使用の目的に限り、提供した記録物が使用されることがあることについて同意するものとし、法令及び公序良俗に反しない限り、記録物が一般公開でき、記録物について著作権者人格権を行使いたしません。私以外が撮影した記録物については、私の責任において著作者に本書記載内容と同等内容の同意を得た上で提供します。

記

1 許諾の対象となる記録物

- ・ 東日本大震災に関する、被災状況、復旧・復興の記録・防災計画、救援・救護状況、くらし・まち・風景や施設、行事を納めた写真、映像、録音物
- ・ 文書測量の情報、被災された方や各種関係者のインタビューなどを収めた写真、映像、録音物 など

2 記録物の使用にあたっての条件等

- ・ 個人情報及び肖像権が適切に処理されていないものは一般に公開しないこと。また、第三者の権利を侵害する恐れがあるものは一般公開しないこと。複製物を有償で第三者に提供することは禁止すること。ただしアーカイブの過程で複製物を作成する場合は、確実な管理と廃棄を条件に、当該複製を許可すること。

3 有効期間

- ・ 本書は、2013年3月29日まで有効なものとする。
- ・ 上記有効期間以降は、任意団体（以下「承継団体」という）がコンテンツ管理を継続することとなること。承継団体決定後、団体名等の情報の通知を受けることで、承継団体に対して、本書と同等の許諾を行うことに同意すること。

4 連絡先

- ・ 以下に私が記載する住所、メールアドレス、電話番号に連絡があったことで、通知がなされたときみなされることを承諾すること。

5 個人情報の取扱い

- ・ 承継団体に、本書記載の個人情報が承継されることに予め同意すること。

なお、記録物の使用は以下を条件とします。（該当する項目に☑をつけてください）

一般公開する

凸版印刷株式会社 御中

2013 年 月 日

団体名・氏名

印

※未成年者の場合は、親権者が代筆すること

住所

メールアドレス

電話番号

岩手震災関連アーカイブ実証実験協議会 事務局

凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業本部 鳥山、宮井

電話：0000-0000000

メールアドレス：xxxxx@toppan.co.jp

受付時間：2013年1月15日～3月29日 平日10時～12時、13時～17時

図 6-8 利用許諾 1（岩手）

使用許諾同意書（【2】限定公開）

私は総務省が行う「東日本大震災アーカイブ」基盤構築事業デジタルアーカイブ構築・運用に関する実証調査における東日本大震災等に関する体験、記憶、教訓等を記録する目的に賛同し、「岩手アーカイブプロジェクト」（以下「本企画」といいます）で下記に記載の＜写真・動画・テキスト＞（以下「記録物」といいます）を岩手震災関連アーカイブ実証実験協議会の実施責任者である凸版印刷株式会社に提供します。提供に際し、私は、協議会の責任者である凸版印刷株式会社が記録物を保管すること、および下記に記載する事項を了解の上で、下記に特定した目的に限り、提供した記録物が使用されることについて同意するものとします。

私は、提供した記録物について、本書記載の目的で使用される限り著作権人格権を行使しません。私以外が撮影した記録物については、私の責任において著作者に本書記載内容と同等内容の同意を得た上で提供します。

記

1 許諾の対象となる記録物

- ・ 東日本大震災に関する、被災状況、復旧・復興の記録・防災計画、救援・救護状況、暮らし・まち・風景や施設、行事を納めた写真、映像、録音物
- ・ 文書測量の情報、被災された方や各種関係者のインタビューなどを収めた写真、映像、録音物 など

2 記録物の使用にあたっての条件等

- ・ 個人情報及び肖像権が適切に処理されていないものは一般に公開しないこと。また、第三者の権利を侵害する恐れがあるものは一般公開しないこと。複製物を有償で第三者に提供することは禁止すること。ただしアーカイブの過程で複製物を作成する場合は、確実な管理と廃棄を条件に、当該複製を許可すること。

3 有効期間

- ・ 本書は、2013年3月29日まで有効なものとする。
- ・ 上記有効期間以降は、任意団体（以下「承継団体」という）がコンテンツ管理を継続することとなる。承継団体決定後、団体名等の情報の通知を受けることで、承継団体に対して、本書と同等の許諾を行うことに同意すること。

4 連絡先

- ・ 以下に私が記載する住所、メールアドレス、電話番号に連絡があったことで、通知がなされたとみなされることを承諾すること。

5 個人情報の取扱い

- ・ 承継団体に、本書記載の個人情報が承継されることに予め同意すること。

なお、記録物の使用目的は以下とします。（該当する項目に☑をつけてください）

限定（岩手県庁、陸前高田市役所、大槌町役場、岩手大学、岩手県立図書館）で公開する

アーカイブへの保存のみを認め、一般公開しない

凸版印刷株式会社 御中

2013年 月 日

団体名・氏名

印

※未成年者の場合は、親権者が代筆すること

住所

メールアドレス

電話番号

岩手震災関連アーカイブ実証実験協議会 事務局

凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業本部 鳥山、宮井

電話：電話：0000-0000000

メールアドレス：xxxxx@toppan.co.jp

受付時間：2013年1月15日～3月29日

平日10時～12時、13時～17時

図 6-9 利用許諾 2（岩手）

③ 利用許諾の事例

利用許諾取得の際、権利者から取得できない、あるいは、条件付きで取得した等の事例について紹介します。

事例 1：アーカイブサイトへの文言追加要請（県立図書館の事例）

県立図書館よりアーカイブサイトのホームページに「無断転用を禁ず」等の文言を入れるよう要請があり、ホームページ上に文言を追加することとしました。

事例 2：限定公開の事例（新聞社の事例）

某新聞社からは、発行済み新聞記事データと新聞記事で使用了ものを含む写真をコンテンツとして受領しました。多くの場合、写真は新聞で使われたものでしたが、人物が写っていたものもあったため、実証期間後は限定公開としてほしいとの要請がありました。
--

事例 3：楽曲が含まれる音声データの非公開事例（大槌町の事例）

大槌町から許諾を得た「さいがいエフエムの音声データ」、及び、「進行表」に関して、楽曲が含まれる音声データが発見されました。 楽曲が含まれるものは一般公開不可、進行表から作成したメタデータは公開してもよいという意向でした。ただし、当該コンテンツに対して限定での公開であっても、公開見合わせの通告があった場合は、削除対応をして欲しいとの依頼がありました。
--

(c) エンドユーザへのコンテンツ提供条件

① 利用規約

利用者へのコンテンツ利用ルールを定めた利用規約については、以下のとおりホームページ上に掲載しました。

陸前高田震災アーカイブNAVI利用規約

「陸前高田震災アーカイブNAVI」（以下本コンテンツとします）をご利用される前に以下の利用規約をよくお読みください。万一ご同意頂けない場合には、申し訳ございませんがご利用をお控えください。本コンテンツをご利用される場合、以下の利用規約に同意されたものとさせていただきます。

<本コンテンツについて>

本コンテンツは、総務省が行う「東日本大震災アーカイブ」基盤構築事業デジタルアーカイブ構築・運用に関する実証調査における東日本大震災等に関する体験、記憶、教訓等を記録する目的に賛同した住民、企業、活動団体、メディア、学術機関、自治体より、復旧・復興の記憶、記録として岩手震災関連アーカイブ実証実験協議会に提供頂いたものです。

<利用条件>

利用者は、非営利の復興支援目的、もしくは学術使用の目的に限り、本コンテンツを利用できるものとします。その他の目的で利用することを禁じます。

<著作権>

本コンテンツ及び提供物に関する著作権その他の権利は、岩手震災関連アーカイブ実証実験協議会又は岩手震災関連アーカイブ実証実験協議会に利用許諾した第三者に帰属しています。

<コンテンツ公開の基準>

震災アーカイブの主旨及び著作権者の利用許諾に基づき、岩手震災関連アーカイブ実証実験協議会において品質管理項目を策定し、慎重に検討した上でコンテンツの公開を行っていますが、お気づきの点があれば、岩手震災関連アーカイブ実証実験協議会事務局へご連絡ください。

<免責事項>

本コンテンツ及び提供物に関して、その正確性、完全性、確実性、有用性、継続性について何らの保証を行っておりません。

<本コンテンツ提供の中止、中断、停止>

以下のいずれかの事由に該当する場合、利用者への事前の通知なく本コンテンツの提供を中止、中断、停止する場合があります。

1. 火災、停電、地震等の天災その他の不可抗力により、提供が困難な場合
2. 運営上、技術上等の理由から中断、停止が必要であるか、不測の事態により提供が困難となった場合

また、上記の場合以外でも、利用者への事前の通知なく、本コンテンツの提供を中止、中断、停止することがあります。

岩手震災関連アーカイブ実証実験協議会事務局
連絡先： iwate-acv@toppan.co.jp

図 6-10 利用規約（岩手）

② 利用者認証と利用範囲

岩手プロジェクトでは、利用者認証について、以下の考え方としています。

利用者の区分には、以下の 3 区分が存在します。

- ・ 一般利用者
- ・ 限定公開
- ・ 管理者

利用者区分毎のアクセス権限は、以下のように入めました。

表 6-7 アクセス権限

利用者の区分	認証	アクセス権限
一般利用者	なし	一般の利用者を想定しており、「コンテンツへのアクセス対象制限」が「権限なし」のメタデータ、及び、コンテンツを閲覧可能とする。
限定公開	ID/パスワード ※	岩手実証調査協議会メンバー（陸前高田市、大槌町、岩手県庁の行政関係者、岩手大学の研究者、生命環境）等、アーカイブ事業の関係組織に限定しており、閲覧制限のあるメタデータ、及び、コンテンツについても閲覧が可能。
管理者	ID/パスワード ※	アーカイブ運営事業者を想定しており、全てのメタデータ、及び、コンテンツについて閲覧、削除、修正が可能。

端末認証は、自治体の建物限定で公開するなど、コンテンツを利用できる端末を制限するために、当該機能を利用する方向で検討しましたが、建物のネットワーク環境に依存するため、運用実証調査期間中は、ID/パスワード認証としました。

(4) 宮城東北大学における実証調査

(a) 提供方法の検討

宮城東北大学プロジェクトでは、次のような視点でコンテンツを収集しました。

➤ **研究者視点での震災関連コンテンツの収集・公開**

震災後まもなく、被災地に入り、収集した写真・動画・オーラルヒストリーなど、研究者視点で収集した多くのコンテンツを整備し、公開することにより、防災・減災研究の推進に寄与することを目的としました。

➤ **充実したオーラルヒストリー記録促進**

人々の記憶が薄れる前に、被災地域の雇用により、オーラルヒストリーや記録をまとめる作業を組織化し、収集しました。

➤ **東北大学附属図書館の収集コンテンツの公開**

東北地方を中心とした図書館グループの震災記録収集活動と連携し、既に電子化された情報を公開可能としました。

上記のような方針で収集されたコンテンツであることから、例えば以下のような利用者が想定できます。

表 6- 8 想定される利用目的と利用者

想定される利用目的	想定される利用者
防災・減災の研究を目的に、分析資料として活用する。 活用の場面として、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災から復興への軌跡を分析するのに、定点観測として撮影された写真を活用する ・ 建物の損壊状況を分析するのに、基礎や地盤、周辺環境を撮影した写真（位置情報がついているもの）を活用する 等が想定される。	研究者
防災・減災の研究成果について閲覧する。	一般市民

(b) 権利者からの許諾

① 権利者からの利用許諾取得手順

宮城東北大学プロジェクトでは、コンテンツ収集時に許諾書を取得することを基本としましたが、収集先により許諾取得手順が 3 パターン存在します。以下にその詳細を示します。

a. ボランティア団体や個人の提供の場合

権利者を訪問し、コンテンツを収集する場合には、主旨を説明し、多くの場合、許諾書も受領できました。訪問できない場合には、電話で主旨を説明し、郵送で許諾書を送付していただく等の対応を行いました。

b. みちのくいまをつたえたいの場合

訪問し、コンテンツ収集の際、許諾書も取得しました。

c. チラシ・パンフレット等の場合(図書館)

図書館より被災地で収集したチラシ・パンフレットをコンテンツとして受領しましたが、許諾書はチラシ・パンフレットの発行元から取得する必要がありました。

運用実証事業者のコールセンターを活用し、記載された連絡先に電話で主旨を説明し、許諾の意思を確認しました。その際、同じ連絡先でもチラシにより、団体名が変わっているなど、十分な名寄せができず、同じ団体に複数回電話することがありました。

コールセンターの電話担当者用マニュアルに「度々恐れ入ります」の文言を追加して対応しました。

電話確認後、許諾書を送付し、署名して返送してもらう対応としました。

② 利用許諾書様式

宮城東北大学プロジェクトにおける利用許諾書は、基本的に東北大学を契約主体として取得しました。

以下に東北大附属図書館の利用許諾書、及び、東北大（みちのく震録伝）の利用許諾書の2種類を示します。

肖像権承諾書・提供資料使用許諾同意書



私は、東北大学による東日本大震災アーカイブプロジェクト「みちのく震録伝」（以下、本プロジェクトという。）が行う情報収集活動（みちのく・いまをつたえ隊）に賛同し、本プロジェクトに対して、肖像権・提供資料の利用（二次利用も含む）に同意・許諾します。

●本プロジェクトの目的

本プロジェクトは、東日本大震災の被災地において、震災や被災地の生活の記録や情報の収集をはじめ、住民の方々の現在の暮らしや日頃の考え、未来への想いなど、地域の様々な「残したい、伝えたい」情報を収集する活動を行うことを目的としています。

また、この活動を通じ、被災地域を結ぶネットワークづくりを進め、その後も「みちのく震録伝」と連携して長く継続できる事業とすることを計画しています。

●許諾の対象となる写真・映像・録音物

東日本大震災に関する復興活動の様子、及び、被災された方や各種関係者へのインタビューなどを収めた写真や映像・録音物など。また被災地の被災前の風景や施設、行事等収めた写真や映像・録音物など。

東北大学 災害科学国際研究所 御中

____年 ____月 ____日 署名：_____

電話番号：_____

eメールアドレス：_____

図 6- 11 利用許諾 1（宮城東北大学）

宮城東北大学図書館の利用許諾書

平成 24 年●月●日

各位

東北大学附属図書館長

(公印省略)

震災関連資料の電子化及びインターネット公開について (依頼)

日頃より東北大学附属図書館の運営にご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当館では、昨年発生した東日本大震災の経験を永く受け継いでいくために、震災関連資料の収集、公開に取り組んでおります。

このたび、貴殿が刊行された資料を、震災の貴重な記録として収集させて頂きました。

資料を後世まで永く伝えるとともに、多くの方に資料を閲覧頂くため、ご許可を頂けるものにつきましては当方で電子化し、当館で作成予定のオンラインデータベースや、「みちのく震録伝」(別紙参照)を用いて、インターネット上にて無償で公開をしたいと考えております。

つきましては、趣旨をぜひともご理解いただき、同封の許諾書に許諾の可否をご記入の上、ご返送いただけますようお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ながら、同封の返信用封筒にて平成 24 年●月●日までにご返送いただけますと幸いです。

記

1. 許諾書
2. 該当資料のコピー (1 ページ目のみ)
3. みちのく震録伝について (参考資料)
4. 返信用封筒

お問合せ先

〒980-0000

宮城県仙台市青葉区

東北大学附属図書館

Email:xxxxx@library.tohoku.ac.jp

TEL: 000-000-0000

FAX: 000-000-0000

図 6-12 利用許諾 2 (宮城東北大学)

東北大学附属図書館長

殿

許 諾 書

平成 年 月 日
ご署名(組織名および責任者名)

印

〒 -
住所
電話番号

下記資料(著作物)の利用について、以下の通り許諾致します。

資料名	①資料の電子化と保存	②公開範囲(電子化を許諾いただける場合)			③電子ファイルの提供
		非公開(保存のみ)	研究機関に限定した公開 1)	インターネット上での一般公開	
	可 否				可 否
	可 否				可 否
	可 否				可 否
	可 否				可 否
	可 否				可 否

1) 「研究機関に限定した公開」とは、利用登録を行った研究者が研究目的のためにだけ閲覧できるよう、公開制限を設けることを指します。

2) 本許諾書にご記入いただいた個人情報は、該当資料の電子化及び利用に関する連絡以外の目的には使用いたしません。

3) 電子化に際しては、著作権を遵守します。

4) 本利用許諾に伴う利用許諾料は、無償とさせていただきます。

以上

図 6- 13 利用許諾 3 (宮城東北大学)

(c) エンドユーザへのコンテンツ提供条件

① 利用規約

利用者へのコンテンツ利用ルールを定めた利用規約については、以下のとおりホームページ上に掲載しました。

みちのく震録伝アーカイブ利用規約

このサイト（以下、「本サイト」）は、みちのく震録伝で収集した情報（以下、「コンテンツ」）を中心に構成されています。掲載については、プライバシー等に配慮しておりますが、掲載を希望されないコンテンツがありましたら、下記またはお問い合わせフォームにてご連絡ください

また、写真ご利用になりたい方には、利用目的を記載の上下記お問い合わせフォームよりご連絡頂ければ、高解像度のものをお送り致します。

東北大学災害科学国際研究所 情報管理・社会連携部門災害アーカイブ分野内
アーカイブ分室（JST 支援室）

電話：000-000-0000（〇〇、〇〇、〇〇）

住所：〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉

E-mail：xxxxxxxxx*xxxx.tohoku.ac.jp(* を@に置き換えて下さい)

【利用規約】

1 利用条件への同意

本サイトは、東北大学防災科学研究拠点が提供しています。本サイトの御利用に際しては、以下の記載事項（以下、「本利用条件」）に定められた内容を同意したことといたしますので、御了承ください。

2 利用条件の効力がおよぶ範囲

本利用条件の効力がおよぶ範囲は、本サイトの運営に必要な全てのサーバ及びそれらに格納されている一切のコンテンツとします。本サイトの特定箇所において、本利用条件と異なった利用条件を提示している場合、矛盾が生じた際は当該箇所の利用条件が優先されるものとします。

3 知的財産権

特に記載のない限り、公開しているコンテンツは東北大学防災科学研究拠点に所属し、各国の著作権法・各種条約及びその他の法律で保護されています。

4 本サイトへのリンク

東北大学防災科学研究拠点はリンクの利用等により発生した損害等に対して一切の責任を負いません。また、本サイトに不適切と判断されるサイトからのリンクを禁止いたします。本サイトへリンクを貼る場合（雑誌、書籍の出版物等への本サイト URL の掲示も含む）は、以下の条件を守ってください。

- リンク元のサイトが、インターネット利用上のルール・マナーを守られたサイ

図 6-14 利用規約（宮城東北大学）

	<p>トであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リンク先が「みちのく震録伝 東日本大震災アーカイブ」サイトであることを明示し、新しいタブもしくはウインドウを開くように指定すること ● 本サイトの内容については、たとえ一部分であっても、無断で転載しないこと
5	<p>本サイト及びコンテンツの使用に関する禁止事項</p> <p>本サイトでは、次の行為を禁止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人的使用その他法律によって明示的に認められる範囲を超えて、コンテンツを使用（複製・改変・転用・転載・電磁的加工・送信・頒布・二次的使用、その他これらに類する全て）をする行為 ● 第三者又は東北大学防災科学研究拠点の財産若しくはプライバシー等を侵害する行為又は侵害の恐れのある行為 ● 第三者又は東北大学防災科学研究拠点に、不利益若しくは損害を与える行為又はその恐れのある行為 ● 公序良俗に反する行為、またはその恐れのある行為 ● 第三者又は東北大学防災科学研究拠点への誹謗、中傷、脅迫、又は名誉若しくは信用を毀損する行為 ● コンピュータウイルス等の有害プログラムを使用又は提供する行為 ● 営業活動若しくは営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為 ● 犯罪活動若しくは犯罪活動に結びつく行為、またはその恐れのある行為 ● その他、法律、法令若しくは条令に違反する行為、またはその恐れのある行為 ● その他、東北大学防災科学研究拠点が不適切と判断する行為
6	<p>免責事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本サイトで提供する地図情報の正確性・完全性・コンピュータ上での正常な動作については、いかなる保証もいたしません。また、利用者が求めるサービスのすべてを提供することを保証するものではありません。 ● 東北大学防災科学研究拠点は、利用者が本サイトの情報を用いて行う一切の行為について、いかなる責任も負いません。また、直接・間接的な理由に関わらず、本サイトを利用したことにより、発生した損害・損失について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。 ● 本サイトは予告なしに内容の追加・変更・削除・利用停止を行うことがあります。このことにより発生したいかなる損失・損害についても、一切の責任を負いません。 ● 本サイトのコンテンツ位置情報は、撮影場所の情報を使用しています。撮影対象が表示された位置とずれる場合があります。
7	<p>利用条件の変更</p>

図 6-14 利用規約（宮城東北大学）（つづき）

本利用条件は、予告無く変更することがあります。

8 附則
この規約は、2013年3月11日から施行します。

図 6-14 利用規約（宮城東北大学）（つづき）

② 利用者認証と利用範囲

宮城東北大学プロジェクトでは、利用者は、以下の2区分に分類されます。

- ・ 一般利用者
- ・ 学内利用者

利用者区分毎のアクセス権限は、以下のように決めました。

表 6-9 アクセス権限

利用者の区分	認証	アクセス権限
一般利用者	なし	「コンテンツへのアクセス対象制限」が「権限なし」のメタデータ、及び、コンテンツを閲覧可能とする。
学内利用者	端末認証（IP）	東北大学内のみでの利用を想定し、「コンテンツへのアクセス対象制限」が「権限あり」であってもメタデータ、及び、コンテンツについて閲覧可能とする。

(d) 権利関係の課題と対策

① 利用者のコンテンツ利用範囲の制限について

【課題内容と対応策】

研究者が内陸部の建物被害を調査した位置情報付きの写真は、権利処理を想定していませんでした。しかし、写真には、建物の被災状況と位置情報が付加されており、個人が特定できる可能性があることと、建物修繕詐欺やその他の目的で二次利用される危険性があることが後日判明しました。そのため、これらの写真については、アーカイブ対象外として、受領しないこととしました。

(5) 宮城河北新報社における実証調査

(a) 提供方法の検討

河北新報社は被災地域の報道機関として、東日本大震災の発生直後から、被災地域での取材活動を継続的に続けており、新聞記事や報道写真をはじめ、膨大な量の震災関連情報をデジタル化された状態で所有しています。また、河北新報社が運営する地域 SNS「ふら

つと」に投稿写真サイトを設けたり、NPO や学生ボランティアと共に被災地に入り、その様子をブログにまとめたりするなど、報道とは別の角度からも、一般市民の証言や記録の収集に努めています。

これらのコンテンツの永続的な蓄積とともに、より多くの方々に適切な情報が共有できるよう公開することを目的に、報道機関としての機動力と、地域コミュニティとのリレーション、被災地域の地の利を最大限に活用し、地域で活躍するボランティア団体や、一般市民からの投稿促進のための施策により、幅広いコンテンツの収集を行うこととしました。

上記のような方針で収集されたコンテンツであることから、例えば以下のような利用者が想定できます。

表 6- 10 想定される利用目的と利用者

想定される利用目的	想定される利用者
防災／減災資料作成のため、閲覧する。	教育関係者
ボランティア団体の活動資料を閲覧する。※	教育関係者、出版関係者等

文部科学省でまとめた「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告資料では、学校教育では、災害の危険を知ることとボランティア活動の大切さについて記載しています。河北新報社では、ボランティア団体とのつながりが強いことから、ボランティア団体の活動を継続して支援すると主に、学校境域へ、ボランティアの大切さを伝えるべく、収集した多くのコンテンツを活用し、伝えることを検討しています。

(b) 権利者からの許諾

① 権利者からの利用許諾取得手順

宮城河北新報社プロジェクトでは、ボランティア団体や個人からのコンテンツ提供に際して、許諾書の取得を行いました。以下にその手順を示します。

a. 許諾書の内容確認

事前にメールで、事業の目的や活動内容を示す文書と許諾書を送付し、内容を確認してもらいました。

b. 許諾書の郵送と受領

提供に同意していただいた場合には、許諾書を郵送し、署名後に返送してもらいました。

② 利用許諾書様式

宮城河北新報社プロジェクトにおける利用許諾書の様式は、以下のとおりとなります。

使用許諾同意書

私は「河北新報震災アーカイブプロジェクト」の趣旨に賛同し、別紙目録に記載の<写真・動画（該当するものを○で囲んでください）>と、付随するテキストを株式会社河北新報社に提供します。提供に際しては、河北新報社が保存し、報道目的で使用する、および震災アーカイブサイトで使用することを無償で許諾します。

この使用する権利は、閲覧、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、出版を含みます。

また、本企画の広報の目的、または非営利の復興支援目的、もしくは教育・学術使用の目的に限り、投稿・提供した写真・動画・テキストが、河北新報社以外の第三者によって使用されることがあることについても同意するものとします。（この限りにおいて、河北新報社に再許諾権を許諾することを含みます）

上記について、著作者人格権を行使しないことにも同意します。

提供した写真等の公開にあたっては、裏面に記載の河北新報社の方針に同意します。

年 月 日
住所

氏名 印

電話番号
メールアドレス

所属団体

図 6-15 利用許諾 1 (宮城河北新報社)

「河北新報震災アーカイブ」における投稿・提供写真の保存・公開について

2013年1月 河北新報社

1. ご提供いただいた写真は、本アーカイブの趣旨に照らし長く保存するとともに、できるだけ多くの人々に閲覧していただけるよう一般公開していく方針です。
2. 写り込んでいる人物のプライバシー保護の観点などから、河北新報社の判断で非公開としたり、画像の一部にマスキングしたりするなどの修整を施すことがあります。
3. ご提供いただいた写真等に関しては、原則として、撮影した本人が写っている人の了解を得て提供したものとみなします。了解が得られない写真、まだ了解を得ていない写真については、別紙目録にその旨を明記してください。
4. 公開にあたっては、河北新報社がサイトの運営管理者の立場で、上記事項を確認の上、以下の例示に照らして判断します。

＜原則として公開が妥当と考えるケース＞

- 屋外など、出入り自由なオープンスペースで撮影されたもの
- 複数の人々とともに、たまたま写り込んでいるようなもの
- お祭りや市、イベントなど不特定多数の人間が出入りする行事で撮影されたもの
- 避難所や仮設住宅などのプライベートゾーンであっても、プライバシーなどに十分配慮して撮影したもので、かつ今後の防災・減災に資すると判断できるもの
- その他、写された人々が了解しているもの

＜非公開とすべきケース＞

- 盗み撮りされたもの
- 撮影禁止、立ち入り禁止などの制限を無視して撮影されたもの
- 人道上、あるいは公序良俗に反して撮影されたもの
- 明らかにプライバシーに配慮すべき空間で撮影されたもの
- サイトでの公開の方法により、総合的にみてプライバシーを侵害する可能性が生じるとみなせるもの
- その他、写されている本人や家族らのアピールで、非公開が妥当と判断されるもの

図 6-16 利用許諾 2 (宮城河北新報社)

(c) エンドユーザへのコンテンツ提供条件

① 利用規約

システムの利用規約については、一般利用者向けにホームページ上で公開しています。

(参考) 河北新報社震災アーカイブ掲載の基準

<p>河北新報社利用規約</p> <p>◆河北新報震災アーカイブについて</p> <p>1. このサイトは河北新報に掲載された新聞記事、報道写真（紙面未掲載のものを含む）と、市民の皆様からご提供いただいた写真などで構成されています。</p> <p>2. 新聞記事と河北新報社が撮影した写真の著作権は河北新報社にあります。新聞記事は見出しと紙面イメージの一部を無償で公開しておりますが、記事内容は、河北新報データベース（有料）をご覧ください。また、報道写真は震災アーカイブの趣旨に照らし閲覧していただく目的で公開しております。出版その他の目的でご利用になりたいときは、営利・非営利にかかわらず、河北新報社読者相談室までご連絡ください。 河北新報社読者相談室電話 000-0000-0000 メールアドレス：xxxxxxxx@po.kahoku.co.jp</p> <p>3. 市民の皆様からご提供いただいた写真、動画の著作権は撮影した本人にあり、河北新報社は投稿または提供をいただいた際、本アーカイブの趣旨に従い使用する（複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、出版を含みます）権利を著作権者から無償で許諾されております。本アーカイブで公開している写真や記載事項の利用は、本アーカイブの広報の目的、または非営利の復興支援目的もしくは学術・教育目的の場合に限ります。ご利用になりたいときは、河北新報社デジタル編集部までご連絡ください。 河北新報社編集局デジタル編集部 電話 000-0000-0000 メールアドレス：xxxxxxxx@po.kahoku.co.jp</p>

図 6-18 利用規約（宮城河北新報社）

② 利用者認証と利用範囲

宮城河北新報社プロジェクトでは、利用者は、以下の 2 区分に分類されます。

- ・ 一般利用者
- ・ 社内利用者

利用者区分毎のアクセス権限は、以下のように決めました。

表 6-11 アクセス権限

利用者の区分	認証	アクセス権限
一般利用者	なし	「コンテンツへのアクセス対象制限」が「権限なし」のメタデータ、及び、コンテンツを閲覧可能とする。

利用者の区分	認証	アクセス権限
社内利用者	端末認証 (IP)	河北新報社内のみでの利用を想定し、「コンテンツへのアクセス対象制限」が「権限あり」であってもメタデータ、及び、コンテンツについて閲覧可能とする。

(d) 権利関係の課題と対策

① 新聞記事のコンテンツとしての扱いについて

新聞記事には、震災を伝える多種多様の記事が掲載されています。一方、河北新報社は、新聞を読者に販売しているほか、過去記事についてもデータベース化し、有料で利用者に提供している民間企業です。河北新報社は、本事業に参画するにあたり、新聞記事見の出しについてはコンテンツとして、無償で提供をすることを決めました。

② 新聞記事未掲載写真及び記者撮影写真

新聞に未掲載の写真については通常公開しないものですが、この大震災に際しては、未掲載であっても歴史的に保存・公開されるべき価値がある貴重な資産と考え、一部をコンテンツとして公開することとしました。また、写真が専門ではない一般の記者が撮影した写真についても同様に、社内承認を得て一部を公開しています。

(6) 福島県における実証調査

(a) 提供方法の検討

福島県は、地震、津波の被害を受けただけでなく、原子力発電所の事故が発生し、地震だけでなく、津波、原子力、風評等の多重の被害を受けました。

特に福島県沿岸部に所在する相双地区及びいわき地方は、地震・津波のみならず、原発被害や、原発被害に伴う風評被害を受けることとなりました。さらに、緊急避難区域指定により、役場も移転せざるをえず、住民も移転や離散を余儀なくされました。このため、未だ復興より生活復旧の段階である地域も多くあります。また、福島県沿岸部では、被災直後は避難所も転々と移動し、役場は今年度に入っても避難区域指定解除によって再度移転するなど、震災以降、被災住民のみならず自治体を取り巻く環境もめまぐるしく変化し続けています。

このような状況下において、東日本大震災に関する災害の記録や伝承等の収集・保存は、人手不足により被災地域の努力だけでは、ままならない状況であり、徐々に毀損したり、散逸したりしつつあります。

- 地震・津波被害、原発被害・風評被害といった多重被害を受けたこと
- 被災後に自治体や住民を取り巻く環境の変化が継続的に発生したこと
- 風評被害など二次的被害を受け続けていること

を背景とした、地域の取組や記録は、NDL 東日本大震災アーカイブにおける際立った特徴となると判断し、主に相双地区、いわき地方を中心にコンテンツ収集を行いました。

また、津波被害を受けた沿岸部の自治体や、原発周辺の自治体（特に小規模自治体）においては、安否確認、避難指示、放射線量情報、避難所情報等、自治体から住民へ緊急配信した情報は多量であったと推測されます。さらには、震災直後から十分な体制が整えられないまま、緊急に対応した可能性も高いため、情報の保存まで対応する余裕がなかったことが考えられます。このことから、自治体などを対象に、市民向け情報やプレスリリースを中心にコンテンツ収集を行うこととしました。

上記のような方針で収集されたコンテンツであることから、例えば以下のような利用者が想定できます。

表 6- 12 想定される利用目的と利用者

想定される利用目的	想定される利用者
コンテンツの確認・閲覧として利用する。コンテンツの安全な保管場所として利用する。	コンテンツの権利者
災害対策立案時の参照資料等を閲覧する。 特に以下の場合を想定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原発周辺自治体の災害対策立案時の参照資料（放射能の拡散状況、支援物資の配送状況、避難者の誘導情報、自治体単位の避難状況） ・ 原発周辺自治体における有事の際の広報マニュアル作成時の参照資料 ・ 実際のプレスリリースやメールマガジン、広報誌等を参照することで、どのようなタイミングでどのような情報を配信しなければならないか、そのためにどのような情報を収集すべき、どうやって情報を保存するか等をマニュアルとして作成 ・ 農作物や酪農関連の放射線検査等の情報を掲載することで風評被害払しょくするための広報として活用 	自治体等行政職員
郷土学習のために資料を閲覧する。 特に避難区域に指定された地域の写真等により、郷土学習を実施することを想定。	住民
災害対策、建築等に関する学術研究資料を閲覧する。 主に被災地の写真等によって津波や地震災害による構造物の被害状況を把握し、耐震設計等の研究に活用する。	学術機関

想定される利用目的	想定される利用者
各種情報を閲覧することにより、既存の災害対策に欠落しているポイントを抽出し、新たに災害対策として盛り込むべき内容を抽出する。	
災害啓発、災害の伝承、郷土学習を目的に資料を閲覧する。特に津波の到達地点や地震によって被害の大きかった地域を把握することで、災害啓発を行うことを想定。	教育機関

(b) 権利者からの許諾

① 権利者からの利用許諾取得手順

コンテンツの使用許諾等については、依頼状で趣旨を共有し、相対の協議で承諾を得た上で、後日、文書を差し入れることとしました。許諾書においては、コンテンツ提供者の事務負担を軽減する目的から文書の「取り交わし」ではなく、「差し入れ」のみとしました。また、許諾においては、来年度以降のアーカイブの運用を想定したものとしました。

② 利用許諾書様式

福島プロジェクトでは、「取り交わし」ではなく、「差し入れ」を意味する「申入書」としました。様式は、以下のとおりとなります。

申入書

××市役所 ○○課 御中

平成 24 年度総務省「東日本大震災アーカイブ」基盤構築事業 デジタルアーカイブ構築・運用に関する実証調査」において、震災資料収集にご協力をいただき、ありがとうございました。

ご提供いただいた媒体及びコンテンツ（以下「本コンテンツ等」）は添付資料に記載したものであり、必要なメタデータを付して、別紙の条件により「福島震災関連アーカイブ実証実験協議会」において利用するとともに、従前からご連絡のとおり平成 25 年 3 月 29 日から平成 29 年 3 月 31 日まで、引き続き「東日本大震災アーカイブ福島協議会」において使用することといたします。

また、「福島震災関連アーカイブ実証実験協議会」への本コンテンツ等のご提供にあたり、ご了解、ご承知いただいた下記につきましては、「東日本大震災アーカイブ福島協議会」への本コンテンツ等のご提供にあたりましても従前のとおりとします。なお、特別な条件は別紙に記載しています。

本申入れに関しまして、ご意見ございます場合は同報の書面にてご連絡頂きますようお願い申し上げます。

今後とも何卒ご支援・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

基本的了解事項

- ① 本コンテンツ等の提供が、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の記録を保存し、これを広報する目的を有するものであること
- ② 記録の趣旨に照らし、本コンテンツ等が永続的に、あらゆる態様で（今後開発される態様も含む）利用されるであろうこと
- ③ 提供コンテンツは、目的の範囲で必要な修正等が施される可能性があること
- ④ 提供コンテンツの削除は特段の事由を要すること
- ⑤ 「東日本大震災アーカイブは、将来的にはその活動を第三者が引き継ぐ可能性があり、その場合、本コンテンツ等は当該第三者が継続して利用することがあること

年 月 日

福島震災関連アーカイブ実証実験協議会
東日本大震災アーカイブ福島協議会

図 6-19 申入書 1 (福島)

別紙（条件事項）（コンテンツの種別に応じて準備）

A 媒体について

1 提供いただいた媒体の詳細

提供番号：

2 媒体返還の条件

- 上記媒体は返還が必要
- 上記媒体の返還は不要

B コンテンツについて

1 提供いただいたコンテンツの詳細

- テキスト
- 写真・動画
- 録音
- その他（詳細）

2 上記コンテンツの作成者について

作成者は：

- 提供者自身
- 提供者以外（下記要記載）
 - ・提供者との関係
 - ・作成者は本コンテンツ等が協議会に提供されることを
知っている 知らない
 - ・作成者に関する情報（氏名その他）

3 上記コンテンツに描写されている人物がある場合について

描写されている人物は：

- 提供者自身
- 提供者以外（下記要記載）
 - ・提供者との関係
 - ・描写された人物は、本コンテンツ等が協議会に提供されることを
知っている 知らない
 - ・描写された人物に関する情報（氏名その他）

4 利用の目的

改めて了解が必要な場合

- 営利目的での使用
- 営利・非営利を問わず、本コンテンツ等の一般への公開

図 6-20 申入書 2（福島）

③ 利用許諾の事例

利用許諾取得の際、権利者から取得できない、あるいは、条件付きで取得した等の事例について紹介します。

事例 1：アーカイブサイトへの出所明記の依頼（福島県庁の事例）

福島県庁より、県庁から提供を受けたコンテンツについては、出所を明記するよう依頼があり、コンテンツに出所を明記することとしました。

事例 2：個人が特定できる写真等について

福島プロジェクトにおいては、放射能差別等が存在することに鑑み、また、個人情報保護、肖像権保護等の観点から個人を特定するような情報が掲載されているコンテンツについては、全て非公開としました。原則として、写真等においては、人の顔であれば、正面及び横向きで写っている場合や個人名等が写り込んでいる場合には、非公開としました。文書や Web サイト等においても同様の取り扱いとしました。

(c) エンドユーザへのコンテンツ提供条件

① 利用規約

利用者へのコンテンツ利用ルールを定めた利用規約については、以下のとおりホームページ上に掲載しました。

一般利用者用

東日本大震災アーカイブ Fukushima 利用規約(一般アカウント用)

1. この規約は、「東日本大震災アーカイブ Fukushima」(以下「本アーカイブ」という。)を利用する際に、同意していただく事項を定めたものです。
2. 利用者は、本アーカイブを非営利で自由に利用することができます。ただし、本アーカイブを利用することにより生じた利用者又は第三者の損害については、事由の如何を問わず、利用者がすべての責任を負うものとします。
3. 本アーカイブは、予告なしに内容を変更、削除したり、メンテナンス等のため、運用を停止、休止又は中止したりする場合があります。
4. この規約は、予告なしに内容を変更する場合があります。

図 6-21 利用規約（一般利用者用）

限定利用者用

東日本大震災アーカイブ Fukushima 利用規約(限定アカウント用)

1. この規約は、「東日本大震災アーカイブ Fukushima」(以下「本アーカイブ」という。)に限定アカウントでログインし、個人情報を含む等の理由で一般には公開されていないデータ(以下「利用制限データ」という。)を利用する際に、同意していただく事項を定めたものです。
2. 本アーカイブでは、次の者に対して、その者が行政・研究・復興支援目的等に利用する場合に、利用制限データを提供します。
 1. 行政職員等
 2. 研究者(大学及び研究機関に所属する者)等
 3. 復興支援目的等で活動する個人
3. 利用制限データを利用するにあたっては、本規約に同意し、所属機関(個人の場合は登録不要)、氏名、職務・研究・活用内容を登録することが必要です。登録に基づき、限定アカウントが発行されます。
4. 登録された所属機関、氏名、職務・研究・活動内容に虚偽があった場合は、限定アカウントは削除され、利用制限データの利用が禁止されます。
5. 利用制限データの利用にあたっては、次のことを順守してください。次の事項が順守されていないと認められた場合には、当該限定アカウントは削除され、利用制限データの利用が禁止されます。
 1. 利用制限データは、貸与・譲渡・公開することができません。
 2. ダウンロードした利用制限データ及びそれを加工したデータ(個人情報の秘匿のための十分な加工等がされたデータを除く)は、厳重に管理し、漏えいすることのないよう十分な措置を取ってください。
 3. 利用制限データを利用して資料の作成・分析等を行い、資料や論文等を公開する場合には、個人情報やプライバシーを保護する措置を講じてください。
 4. 利用制限データを保有する必要がなくなった際には、速やかに利用制限データをコンピュータ及び記録媒体から削除してください。

なお、利用制限データを利用して資料の作成・分析等を行い、資料や論文等を公開した場合には、ご報告ください。
6. この規約に定めのない事項については、東日本大震災アーカイブ Fukushima 利用規約(一般アカウント用)を準用します。また、限定アカウントでログインし利用制限データ以外のデータを利用する場合についても、東日本大震災アーカイブ Fukushima 利用規約(一般アカウント用)を準用します。
7. この規約は、予告なしに内容を変更する場合があります

図 6-22 利用規約 (限定ユーザ用)

② 利用者認証と利用範囲

福島プロジェクトでは、利用者は、以下のように分類されます。

- ・ 一般利用者
- ・ 行政関係者
- ・ 医療関係者
- ・ 管理者

利用者区分毎のアクセス権限は、以下のように決めました。

表 6-13 アクセス権限

利用者の区分	認証	アクセス権限
一般利用者	なし	「コンテンツへのアクセス対象制限」が「権限なし」のメタデータ、及び、コンテンツを閲覧可能とする。
行政関係者	なし※	自治体職員、また業務委託を受ける機関の職員に付与することを想定している。 アクセス権限は、運用実証調査期間中は、一般利用者と同じ。
医療関係者	なし※	病院、消防、警察等を想定している。 アクセス権限は、運用実証調査期間中は、一般利用者と同じ。
管理者	ID/パスワード	アーカイブ運用管理者

運用実証調査期間中は、認証については特に行わず、一般利用者と同じ権限を付与することとしました。